

令和4年山形村議会第4回定例会

議事日程（第2号）

令和4年12月6日（火曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1番 小出敏裕君	2番 竹野入恒夫君
3番 百瀬昇一君	5番 小林幸司君
6番 福澤倫治君	7番 春日仁君
8番 大月民夫君	9番 三澤一男君
10番 上條倫司君	11番 大池俊子君
12番 新居禎三君	13番 百瀬章君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 本庄利昭君	副村長 赤羽孝之君
教育長 根橋範男君	総務課長兼 会計管理者 篠原雅彦君
企画振興 課長 藤沢洋史君	税務課長 篠町通憲君
住民課長 中川俊彦君	保健福祉 課長 古畑佐登志君
子育て 支援課長 堤岳志君	産業振興 課長 村田鋭太君
建設水道 課長 宮澤寛徳君	教育次長 小林好子君

総務課
財政係長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 上條美季 君

◎開議宣告

○議長（百瀬 章君） おはようございます。全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして、傍聴の皆様に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等をするには許可となります。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（百瀬 章君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（百瀬 章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番、竹野入恒夫議員、3番、百瀬昇一議員を指名します。

◎一般質問

○議長（百瀬 章君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人40分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いいたします。

◇ 春 日 仁 君

○議長（百瀬 章君） それでは、質問順位1番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項1「公共施設周辺の環境整備・美化について」質問してください。

春日仁議員。

（7番 春日仁君 登壇）

○7番（春日 仁君） 議席番号7番、春日仁です。よろしくお願いします。

おととい、4日の日でありますけれども、今朝の朝刊にも載っていましたが、松本市PTA連合会の研究会というものに出席してまいりました。そこで小平奈緒さんの講演があったわけですが、大変貴重な、充実した時間を過ごすことができました。ぜひ、山形村でもそんな機会があればと思います。

それでは、質問に入ります。「公共施設周辺の環境整備・美化について」質問させていただきます。

今年も公共施設周辺では雑草が生い茂っていたり、手入れの行き届いていない庭木などが見られていました。

除草が施され、手入れの行き届いた庭木などは、公共施設に訪れる方々に好印象を与え、村のイメージアップになると考えます。また、ごみのポイ捨ての抑制にも期待ができると思います。このような観点から質問をさせていただきます。

質問1、現在、公共施設周辺の除草・庭木の剪定などの整備はどのような計画で実施されているのかお聞きします。

質問2、公共施設周辺の除草・庭木剪定などの業務を専門に従事する職員（任用職員）を配置してみてもどうかと考えますが、所見を伺います。

質問3、役場東側の駐車場は、雨が降ると池のような状態になります。アスファルトの敷き直し、排水設備の見直しなどが必要だと思いますが、所見を伺います。

以上、通告させていただきます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 春日仁議員のご質問にお答えをいたします。

「公共施設周辺の環境整備・美化について」のご質問であります。1番目のご質問の「現在、公共施設周辺の除草・庭木の剪定などの整備はどのような計画で実施されているか」ということですが、除草については、年3回、松本地域シルバー人材センター及び業者へ委託しております。庭木の剪定については、年1回、11月に山形庭師組合へ委託しております。また、除草については、一部、職員で行っている箇所もございます。また、出先機関についても同様の対応をしております。

2番目のご質問の「公共施設周辺の除草・庭木剪定などの業務を専門に従事する職員を配置してみたらどうか」ということですが、ご提案の専門に従事する職員の配置を含め、実施の時期、回数など、適切に管理できるよう、今後検討したいと考えております。

3番目のご質問の「役場東側の駐車場は、雨が降ると池のような状態になります。アスファルトの敷き直し、排水設備の見直しが必要だと思いますが、所見を伺います」についてお答えをいたします。

ご指摘の状況は、把握をしております。県道からの流入する雨水も原因の1つであるため、現在、総務課、建設水道課などと調整、どのような整備方法がよいか協議をしている段階であります。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 引き続きお願いいたします。

除草は年3回、それから、庭木の剪定は11月ということで、今確かに見るとすごくきれいな状態になっております。この状態が、極端に言ってしまうと365日維持されると、かなり村の印象といたしますか、山形村役場、やはり村の象徴、顔でもある

と思います。

この役場の庭木、夏の間はびよんびよんびよんびよんと変なふぞろいな庭木になっております。これは、見る人によっては本当に残念だなという印象を与えてしまうと思いますし、一番は業者さんですとか、おためし住宅に来られたお客様、この方たちも役場に来るわけでありますので、その方たちに対しても本当にイメージダウンになってしまうと私は考えます。

庭木の剪定は年に1回ということですがけれども、これではうんと少ないと思うのですけれども、今、手入れされた状態です。こういった状況をどう意識されているのか。これは担当課どこか分かりませんが、夏の間ふぞろいで、この時期になるとようやく手入れができています。こういった意識というのはどのようにお持ちかお聞きします。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） ただいまのご指摘のとおり、つんつん生えているというようなお話であります。確かに、役場、その他施設についてもたくさんのお客様が見えるところでもありますので、できるだけ職員も除草については、年3回ではあるのですけれども、昔でいうイベント前に、じゃんずらとか運動会とか、その前にとというような形で、大体それに合わせて3回やっているという状況。そして、業者さんについても、そういった形で手を入れているところではあるのですけれども、ここ最近、今年の天候の状況でいくと、夜結構雨が降って、昼間カンカン照りということで、結構雑草等が伸びてしまったという状況にあったと思うのです。

予算についてもそこそこかけているものですから、本当はもっと手を入れない状況ではあるとは認識しているのですけれども、そういった状況は散見されたというところでもあります。

庭木の関係については11月に組合でやっていただいたということで、かなり今はきれいな状況、それが通年ということでお話を頂いているのですけれども、その辺も意識した中でこれからは進めていきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 庭木も雑草も生き物なので、検討している間にどんどん伸びたり、冬はいいですけれども、してしまいます。

庭木は、どうしてもある程度知識がないとなかなかはさみを入れるというのは難しいと思います。年に1回ですと、夏の間は本当に伸びてしまいますので、例えばこれ

専門の職員を置けないにしても、年に4、5回ぐらいは定期的に管理をするようなことが必要かなとは思いますが、そこに係る予算を合計してみると専門の方を1人雇ってもいいのかと、そこら辺のバランスもあると思います。

例えば、村外に出かけたときに、例えば病院であるとか、大学のキャンパス、すごくきれいなどころがあるのですね。やはり目を引きつけるといいますか、だと思えます。

せっかく村でも移住の方に対して新築では幾らという奨励金を出したりとか、あと、おためし住宅とか、せっかくいいことをやっているのですけれども、村外からのお客様に対する村の姿勢というものがそういうものに表れるのではないかと私は思います。

昔、学生時分よく言われたのですけれども、服装の乱れは心の乱れとか生活の乱れということを言われました。来たお客様の第一印象がまず役場周辺であったり、公共施設周辺である。そこでの印象、これはまずこの村がちゃんとしているかしていないかという部分で判断される材料になると思いますので、この辺はしっかり計画に組み込んでいただきたいと思えます。

除草はシルバーが年に3回ということですが、それにしても、結構今年グラウンド周り、天気もよかったのか、かなり生い茂るような状況でありました。3回を4回、5回にすればいいのかというと、これまた予算等々かかる話でありますので、例えば住民課で行っている河川清掃、ずく出してというやつですね。ずく課長と今は呼ばれたりしているのですけれども、本当にずくを出してという、このイベント。除草も、例えばグラウンドを使っている団体、トレセン周りでもそうです。スポーツ団体ですとか、文化の団体があります。そういった団体への働きかけをして、年に2回ぐらいイベント的に除草というのもしてみてもどうかと思えますが、その辺どう思われますかお聞きします。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 昨年話になってしまうのですけれども、昨年については職員が横断的に、土日とかが絡んだのですけれども、そういうときに職員がそれぞれ出て、公共の施設の除草等をしたということがありました。今年はそういったことができていないのですけれども、どうしても人数的にたくさんいないとこれだけの施設なものですから大変というところもあります。

今、春日議員言われたように、河川清掃だけでなく、そういったことが考えられればというお話でありますので、今後、検討の課題ということで進めていきたいと思

ます。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 河川清掃もそうだったのですけれども、回数を追うごとに参加される方ですとか、参加する団体、中学校の生徒会であったりとか、そういった団体の方も来ております。継続していくと本当にすごい力になるのではないかなと思われ

ます。そして、例えばイベントのときに、庭木の剪定なんかもやっていただけませんかという触れ込みをして、ボランティアで参加していただくという方法もあると思います。そして、例えばこれが除草のイベント、今回は公共施設周辺に限って言っていますが、例えば役場東側の県道の歩道、これは鉢盛中学校ですと自転車通学で使っていたりします。そういったイベントがあると、例えばそういった団体にも声かけができたり、そういった団体も歩道の除草を試みるかという気にもなるのではないかなと私は思いますし、イベントがあることによって声かけもしやすくなるというのがあると思います。こういったイベント等もしっかり考えていただきたいと思います。

そして、アスファルトなのですけれども、今日、私、朝、役場の駐車場に止めまして、改めて見ましたが、結構継ぎはぎだらけです。結構がたがたしていたり。池になったりとか、排水ができていないということ以前に、障がいを持たれている方の駐車場スペースから例えば車椅子で移動するときも、ちょっとあれはタイヤが引っかかってしまう状況ではないかなというのも見られます。思い切って、東側と言わずに、全体のアスファルトの敷き直しというの、これは視野に入れたほうがいいのかなとも思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 来年度事業に向けての実施計画のヒアリングを11月に実施しております。

その中で、今回の排水整備事業についてもテーブルに上がったところなのですけれども、先ほど申し上げたとおり、県道から入ってくる雨水がかなりの量であるということで、役場敷地内の排水を整備すれば何とかなるのかというところがなかなか不透明な部分があって、ヒアリングの際には、必要な事業ではあるのだけれども、まだまだそういった検討の余地があるのではないかということで、建設水道課との連携、そして、専門家の目から、建設技術センターからも助言を頂いたらどうかという話が出ました。という中で、5年度事業として上がったところなのですけれども、ちょっと

保留という形になっております。

アスファルトについては、こちらも建ててから相当な年数が経っているというところで、アスファルトに限らず、そこら中が傷んでいるような状況であります。ただ、そういうお客様に直結するようなところでもありますので、そういった部分は、今のところ予定はないのですけれども、確認をした中で、排水対策も含めた中で検討していかなければならないと思っております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） お願いします。

今、雨とか雨水が浸透しやすいようなアスファルトというのも、結構高速道路などを走っているとあります。恐らく予算は大分、普通のアスファルトよりは高いかもしれませんが、そういった方法も抱き合わせながらといいますか、何とか排水に関しては研究していただいて、早期に解決していただきたいと思います。

例えば、お子さんを抱っこされて歩かれているときに、水たまりが凍ってたりすると、これまた危険であると思えますし、先ほども言いました車椅子や何かも結構タイヤが引っかかったりするような、今状況にはなっております。一面きれいに敷き直すことによって、さらに庭木や何かもきれいになっていると、役場自体のイメージアップ。役場といいますか、村のイメージ、全体のイメージにつながると思えます。

アスファルトや何かも、先ほど言いました水がしみ込むようなというものもあるのですけれども、その辺の検討もどうでしょうか。お聞きします。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 浸透式のアスファルトについては、始めはいいのだけれどもという話を以前に聞いたことがあります。自分が建設水道課にいたときに、そういうのを実験的に試したらどうかという路線があったのですけれども、そのときも始めは何とかそういうふうに浸透していくのだけれども、長年経過していくと、目詰まり等が起こって、結局浸透していかないということも聞いたことがありますので、そういったことも併せて専門家の目線から、これから意見を聞いていきたいと思えます。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） よろしく申し上げます。

今回質問させていただいたのは、本当に役場の見た目というのは変ですけれども、きれいにすることによって村自体の印象が上がって、移住者が増えるというところまで行くかどうかはあれですけれども、まず第一印象としてはかなりいい印象を与えら

れるものであると。おためし住宅等々に来たお客様に、この村はしっかりしているなという印象を与えたいと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思いますし、また、公共施設周辺がきれいになることによって、徐々に村全体に美化というものの気持ち広がっていくといいなと思います。そのような気持ちで今回質問をさせていただきました。

1つ目の質問はこれで終わります。

○議長（百瀬 章君） 1番目の質問は終了でよろしいですか。

○7番（春日 仁君） はい。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員、次に、質問事項2「次年度、保育園の受入れ体制は万全か」について質問してください。

春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 2つ目の質問をさせていただきます。「次年度、保育園の受入れ体制は万全か」ということで質問をします。

保護者が育児休業を終えて職場復帰する際、お子さんを預ける保育所を探すのに大変苦労されているといった話を聞きます。そこで、村の状況について質問させていただきます。

質問1、次年度、園児の受入れ体制は、特に未満児の受入れ体制について、希望する園児の数に対しての受入れ体制は整っているのか、また、待機の発生はないのかお聞きします。

質問2、現在、保育園の正規職員と任用職員の人員はどのようになっているのかお聞きします。また、正規職員の採用・後進の育成は計画的に実施されているのかお聞きします。

以上、通告させていただきます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「次年度、保育園の受入れ体制は万全か」というご質問ですが、お答えをいたします。

1番目のご質問の「園児の受入れ体制は、特に未満児の受入れについて、希望する園児に対しての受入れ体制は整っているか。また、待機の発生はないか」ということでありますが、11月に来年度4月入園の希望者からの申請受付を行い、72名の申

請がございました。ご承知のとおり、本村においては、山形保育園とやまのこ保育園があります。両園の受入れ体制を合わせますと、希望するお子さんすべてが受け入れられる体制が整っていると認識をしております。保育が必要なときに必要な保育が提供できるよう、引き続き対応したいと考えております。

また、本村においては、今まで待機児童は確認されておりませんし、今後もそのようなことがないような適切な運営をしていきたいと考えております。

2番目のご質問の「現在、保育園の正規職員と任用職員の人員はどのようになっているのか。また、正規職員の採用・後進の育成は計画的に実施されているか」ということですが、本年度の山形保育園の保育士の体制については、正規職員16名、うち3名は育児休業中でございます。会計年度任用職員は月額給と時間給職員が在籍しており、月額給職員は8名、時間給職員は13名の21名体制で通常保育を行っております。このほかに、早期・延長保育、土曜保育、日々代替保育を行っていただいている保育士により運営をされております。

今後の正規職員の採用については、少子化が進むことが予想されますが、核家族化・共働き世帯の増加、保育ニーズも増加傾向にあると考えております。保育ニーズを的確に見込むことは難しいところでございますが、現在の保育士の状況等を考慮しながら、計画的な職員採用を行っていききたいと考えております。

後進の育成についても、園長、主任保育士を中心に、研修会なども利用しながら、資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 引き続き質問をさせていただきます。

まず、11月に希望を取って72名、すべて受入れ体制は整っているということで、ひとまずは安心ではありますが。この72名というのは、何歳児何名とか、内訳は分かかりますでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） 新規で来年72名のご申請をいただいておりますが、内訳を申し上げます。

0歳児が8名、1歳児が20名、2歳児が8名、3歳児が34名、4歳児が1名、それぞれ山形保育園、やまのこ保育園、希望されている皆さんいらっしゃいますけれども、山形保育園で67名、やまのこ保育園では4名の新規の申請受付を行いました。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 一番心配されるのは1歳児ですね。仕事を終えて職場復帰される際、大体1歳でお預けする保護者の方が多いものですから20名で、今年度、0歳児6名いらっしゃったと思います。その方も、そのお子さんたちも上がりますので、26名ということで次年度はよろしいのでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） 新規と0歳からの持ち上げが、途中入園も合わせて、0歳児は今8名が上がりまして、来年、やまのこ保育園と山形保育園合わせまして、1歳児26名という形になります。内訳的には、山形保育園が22名、やまのこ保育園が5名の1歳児さんの受入れを4月当初予定しております。

年度途中の入園の希望者もいらっしゃいますので、若干人数的には増えることを想定した上での体制になるかと思えます。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 先ほど職員の方の人数等々もお聞きしたのは、この1歳児は、お子さん3名に対して保育士1名つかなければいけないという、この辺で数がとれますか、体制が整っているのかということがちょっと心配だったものですから質問させていただきました。22名ですので、3名ですと、 $3 \times 7 = 21$ で1人余りますけれども、ということは、8名の職員の方がいないとという計算になるのでしょうか。お聞きします。

○議長（百瀬 章君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） 園児の皆さんを受け入れさせていただく場合に、国の基準の職員の配置基準というのがあります。それぞれ年齢に応じて何対何という形になっておりますが、参考に、0歳児は今3対1という国の基準があります。

1歳児につきましては、国の基準は6対1というのが最低限の基準ですけれども、近隣の市町村を見ましても、山形村もそうですけれども、一応3対1ということで、手厚くといいますか、実際的には6人を1人で見るとするのは現実的には難しいというところで、3対1という形で受入れをしております。

2歳児のほうは6対1、あと、3歳以上児は20対1ですとか、25対1というような対応をしておりますけれども、全体的には配置基準の職員の条件としましては、常勤的な保育士がつかないといけないというのが原則になっておりますので、短時間の時間給の職員が2名で午前午後で3人のお子さんを見るというような方法は基本

的には認められていませんので、常勤的な職員を配置した上での対応になりますと、全体的には保育士が来年度ですと、常勤的に勤務していただく職員が37名ほどは必要になるかなという認識で、現状の職員体制では何とかそちらの受入れ体制は整っているという認識で、今、受入れの準備をしているところでございます。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） 来年度に関しては安心はできるとは思いますが、例えば、今1歳児の申込みが、山形保育園で22名で、やまのこも入れてとなりますと、出生数が今どのぐらいでしょう、ちょっと私もあれですけども、50から60として、半分ちょっと欠けるぐらいのお子さんが預けられるということになると思いますけれども、少子化は確かに進みますけれども、仕事、就労率というのは上がっています。そこら辺の担当課として、例えば次年度以降もある程度の予測というのですかね、そういったものは立てていらっしゃるでしょうか、お聞きします。

○議長（百瀬 章君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） 今後の出生数によって保育園の利用する希望者の人数は大きく変化するかと思いますけれども、保育園の受入れ人数が令和2年までは大体300人前後で推移していたのが、令和3年度は270名、本年度においては260名ということで、若干減少傾向にあります。先ほど春日議員さんからもご質問があったように、特に3対1ですとか6対1というふうに保育園の配置基準が少ない未満児保育の利用の希望のほうが多くなりますと、必然的に1人の保育士で見れる園児数は3人という形になると、少子化は進みますけれども、ある程度の保育士の確保は今後も必要ではないかと考えております。

基本的な人数の配置基準でいきますと、今年でいくと213人山形保育園で受入れをさせていただいていますけれども、配置基準によると大体24名ぐらいの最低限の保育士数、あとは、支援が必要な加配のお子さんですとかいろいろいらっしゃいますので、先ほど申し上げたように30数名の人数の常勤保育者が必要になるかと思いますが、今後、今のところ出生数が大体50人前後ぐらいまで若干落ちてきております。今、保育園の利用率が全体では70%ぐらいがあります。0歳児だと大体15%ぐらい、1、2歳児だと50%弱、3歳以上児はもう95%のお子さんが保育園の入園を希望されておりますので、単純に今後50人程度の出生率が将来的に5年ぐらい続くと、大体お子さんの数が300人ぐらい想定した場合に、7割の方が入園希望だと210人ぐらいの受入れ体制は維持していかなければいけないと考えております。

未満児、特に1歳児はこれから、今年度の申請受付でも90%以上が就労要件ということで、大抵は今1年育休を取って勤め出すご家庭がかなり多い状況ですので、この辺の1歳児のこれからの入所の希望者はさらに増加するのではないかというような見込みを立てております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） そこら辺の数字はしっかり見極めていただいて、万全の体制を整えていただきたいと思います。正規職員の方も、本当に数年、何年か経ちますと定年というのを迎えられる職員の方もいらっしゃると思います。そこら辺をしっかりと後進の育成をしていないと、保育園運営というのは、例えば0歳児、1歳児ぐらいですと、言葉をしゃべれない、意思を伝えられないお子さんたちですので、本当にしっかりとした保育士がつかないと保育できないのではないかと思います。

現在、正規職員16名、うち3名は育休ということでありませけれども、正規職員は今13名、3名の方がお休みしていますので、このバランスというのですか、正規職員と任用職員というのは、課長はどう思われていますか。

○議長（百瀬 章君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） 担当課といたしましては、正規職員でしっかりと安定した保育の提供というのが理想という言い方は変ですが、どれぐらいの割合で正規職員を置かなければいけないですか、月額会計任用職員の方にほぼ正規職員と同等の業務を今もしていただいていますけれども、その辺の割合というのは特に定めはないのですが、全体的な職員数の定員管理ですか、当然人件費の関係等、いろいろ兼ね合いもありますので、その辺は担当課としては必要性を人事の所管課に訴えていきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 春日仁議員。

○7番（春日 仁君） お願いします。やはり正規職員の方の育成というのは、今後も保育園運営においては重要なことだと思いますし、ついこの間も静岡県で悲惨な事件と申しますか、ありましたけれども、責任を持ってしっかりと保育に従事していただける、そんな職員の方をしっかりと育てていっていただきたいなと思いますし、しっかりと計画性を持って職員の採用というのは行っていただきたいと思います。

やはり村の強みと申しますと、安心して保育園に預けられる、希望すれば預けられるという状況も村の強みでもあると思いますので、今後も希望するご家庭のお子さんが保育園に入園できる体制づくりというのをやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（百瀬 章君） 以上で春日仁議員の質問は終了しました。ここで暫時、休憩します。

（午前 9時37分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時41分）

◇ 福澤倫治君

○議長（百瀬 章君） 質問順位2番、福澤倫治議員の質問を行います。

福澤倫治議員、質問事項1「マイナンバーカードの普及と今後の対応について」を質問してください。

福澤倫治議員。

（6番 福澤倫治君 登壇）

○6番（福澤倫治君） 議席番号6番、福澤倫治です。今回、私は、マスコミの報道で数多く取り上げられておりますマイナンバーカードのことについて質問させていただきます。

1として「マイナンバーカードの普及と今後の対応について」。

マイナンバーカードの普及に、関係職員の皆さんは日頃ご奮闘しておることに対し、心より敬意を申し上げます。

つきましては、10月14日付の報道で、河野太郎デジタル大臣が、13日に現行の健康保険証を2024年の秋に廃止して、マイナンバーカードを代わりに使う「マイナ保険証」に切り替えると発表しました。また、カードと運転免許証の一体化も2024年度末としていた実施時期を前倒しをして検討するとも発表しました。

ちなみに、9月の時点でマイナンバーカードの取得者は、全人口の49%、長野県では42.9%とのことでした。ちなみに、担当者に聞きましたら、山形村ではこの時点で37%とのことでした。

この発表により、政府関係者、特に業界の日本医師会からも懸念の声が上がっているとの報道もありました。そこで、質問いたします。

村のマイナンバーカードの取得者は住民の何パーセントか教えていただきたいと思
います。特に、直近の数値でお願いいたします。できましたら、年齢別・男女別が分
かりましたらお願いしたいと思います。

2として、取得していない住民の方にどのような方法でPR、啓発をして取得をし
ていただくかを教えていただきたいと思います。

3として、特にお年寄り世帯に対し、振り込め詐欺等の問題が多発している現状を
踏まえての対応はどうか。また、寝たきり老人の方や施設に入所されている方の対応
はどうか、お尋ねします。

第1回の質問といたします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 福澤倫治議員のご質問にお答えをいたします。

「マイナンバーカードの普及と今後の対応について」のご質問にお答えいたします。

1番目のご質問の「村のマイナンバーカード取得者は住民の何パーセントか。また、
年齢別・男女別がどのようになっているか」であります。11月20日現在、交付
の申請手続を終えられた方は55%、交付済みの方は44.4%であります。

なお、ご質問の年齢別・男女別の内訳につきましては、マイナンバーカードの交付
元であります国からは、それぞれの自治体別の数字は正式には公表されていないとい
うのが実情であります。

2番目のご質問の「取得していない住民の方にどのような方法でPR、啓発をして
取得していただくか」についてであります。国が健康保険証の廃止を打ち出したこ
とで、あくまでも任意とされてきたこれまでと比べて多くの方がカードの必要性を認
識されたものと思います。

今後の村の対応といたしましては、保険証が廃止される2024年秋に向けて、通
常の窓口に加え、申請と交付の機会をできるだけ多く設けて、混乱なくその時期が迎
えられるよう努めてまいりたいと思います。

3番目のご質問の「お年寄り世帯に対し、振り込め詐欺等への対応はどうか。また、
寝たきりの方や施設に入所されている方の対応はどのようにするか」ということであ
りますが、マイナンバーカードやマイナポイントの取得に便乗した特殊詐欺の事例は
今のところあまり耳にはしておりません。ただ、申請手続の際に、そうした詐欺行為

を警戒したり、不安に感じたり、余計な心配をおかけすることのないよう、担当する職員には十分配慮することを指示しております。

寝たきりの方や施設に入所されている方への対応につきましては、全国的に見ても少々スピード感が異なります。一定の決まりの下に、そうした方々の申請方法も準備はされておりますが、ご家族やケアマネージャー、施設スタッフの協力も欠かせませんし、細かな連絡調整も必要になりますので、どの自治体でも苦慮しているのが現状であります。本村におきましても、この部分の先進的な取組を参考としながら、無理のない対応を心がけたいと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） ちなみに、このマイナンバーカードというのは、制度が始まったのが2016年、今から6年前ですか。当時から言われていたわけですがけれども、当時はそんなに、そんなの必要ないという方がほとんどでして、今でもそういう方が多数いるようでございます。

ちなみに、昨日のマスコミの新聞報道によりますと、全国的には11月27日現在で61.1%に上がった、10%ほど上がったという記事が載っておりました。長野県では、10月末現在の数字しかなかったわけですがけれども、県内の中で、どことは書いていなかったのですけれども、77市町村の中で、交付枚数が、77市町村の最低が35.7%、一番上が76.8%という数字が載っておりました。

そうはいつでも35.7%という3分の1ぐらいですので、この町村も大変ですがけれども、山形も9月末現在では37から、今回申請されていけばもう交付したと同じですから55に上がってきているという見方はできるかと思えます。その辺は、大分担当職員の方、あるいは担当課の職員が、耳にたこが当たるほど告知で流してくれていますけれども、何か流すのがずっと凹凸がなくですつと行くものなので、聞く方はどう聞いているか分からないのですけれども、結構上がってきていることは分かりました。

2回目の質問をさせていただきます。10月25日だと思いますけれども、岸田内閣総理大臣が、マイナンバーカードの不保持者、持っていない方に配慮して、カードを持たない人も保険診療を受けられるよう配慮する考えを示したという記事が掲載されておりました。ただし、その中では保険料を納めている人が保険診療を受けられる制度を用意すると述べたと記載がありました。これは当然のことだと思うのですけれど

ども、このことについて、国から何らかの方法が示されておりますか。まずこれが1点。この質問はちょっと早いかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） まず、今のご質問とちょっと離れますが、福澤議員からは直近の数字でということで質問を受けておりますので、昨日、国から連絡のあった、11月27日現在の数字を申し上げます。そんなに大きく変わるものではございませんが。申請手を終えられた方が山形村は55.9%、交付済みの方が45.1%という数字になってございます。ちなみに全国数字が10月末時点でありましたが、51.1%、10月末の数字でございます。

それから、今ご質問のお話ですが、皆さん思われているとは思いますが、健康保険証に関しての国からの姿勢の発表があってから大分動きが活発になってまいったということは事実であります。併せて、どうしても取得しない方、できない方への措置として、総理大臣からそういったコメントがございましたが、今のところ、特段これに関してこういう方向で行くとか、こういう準備をするという連絡はございません。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 当然この時期にそんな方法がマスコミに出されたら、カードの取得にも大分影響を受けると思いますので、そんな報道は、私も新聞を毎日見ているのですけれども、なかった。質問が逆にいくと、この時期にやるべきではなかったかなという気もいたします。

3回目の質問をさせていただきますけれども、12月3日、先週の新聞に、下伊那郡のある村、ある村と言ったほうがいい、報道されていますけれども、知っている方もいると思いますけれども、村長が12月の定例会の開会でのあいさつで、マイナンバーカードに触れ、村の財源に影響が出る可能性があるという形で、村民に取得を求めたという記事が掲載されておりました。これは下伊那郡のある小さな村の村長ですけれども。

総務省が6月にカード取得率、普及率に応じて、自治体の財源不足を補う2023年度の地方交付税、これはあくまでも地方交付税ですから、普通交付税と特別交付税が入っていますけれども、普通交付税に差をつけるという方針を表明したという記事がありました。その点は本当ですか。

このことについて、県内外の自治体からは、脅しだ何だと批判の声が上がっているというのが後ろに書いてありますけれども、この辺、地方交付税で、特別交付税とか

普通交付税という形の中で、自治体へ何らかのこういう記事が来たのか。というのは、下伊那郡の村長がこのことを知っていて、何しろ小さな村だから交付税を削られると財源的に厳しくなるから、何とか住民に訴えたという記事でしたので、その辺はどうでしょうか。財政課、住民課に何か書類が来ているか、お聞きしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） ただいまのご質問でありますけれども、以前にそういうお話出たかと思うのですね。ただ、交付税については、減らすとかそういうことではなくて、需要額の算定の際に上乗せされるというところであって、特に減らされるという感覚はこちらではないというところなのですけれども。今のところさらに具体的な話というのは、特に来ていないという状況です。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 全国の首長さんたちが脅しだという言い方をしているのですけれども、国は最近、最初はマイナンバーカードを取るときには何も、ただとらしといて、最近では2万円のポイントをつけるという、どんどんどんどん国の税金を使ってマイナンバーカードを取らせる方法、最近報道されております。

確かに地方交付税というのは、普通交付税の場合については基準で算定されて、そこまでは削られないとは思うのですけれども、特別交付税というのはあくまでも特別な理由となるものなので、その辺のところで大分6月の時点で指示がされたかなという、記事だけ見えていますので私のほうでは分かりませんが、そういうことは、算定の中でというのは、見える先の予算になりますから、2023年ですから、来年でするので、その辺は十分注意を払っていただいて、交付税の算定、また、何らかの形で交付税算定した後につくかもしれないけれども、その辺、またチェックをかけていただきたいと思います。

それでは、第4回の質問をさせていただきますけれども、村長にお伺いいたします。現時点での健康保険証からマイナ保険証への移行をどう考えていますか。国からの指示だから仕方ないとは思いますが、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） マイナンバーカードを利用して、保険証であったり、免許証であったりというものを簡略化、統一化していくという、これは国策でもありますし、また、もう1つはデジタル化という、世界規模のそういった動きの中では、国際競争力という面から考えると、日本はそれをしない限りデジタルにおいて負け組になって

いるということが、グローバル社会というところから考えると、国としては当然だろうと思います。

ただ、先ほど議員のご指摘の中にも、質問の中にもありましたけれども、高齢者の方だとか、そういったデジタルのそういったいろいろなシステムの中になかなか適応できない方も当然いるわけでありますので、片方ではそういった多様化という、いろいろな人が住みやすい社会を目指しているという、それを目指すということも自治体の役目でありますので、その辺の調整というのですか、その辺のところは神経を使っていかなければいけないと考えております。

大前提としては、これは国の国策としての仕事でありますので、マイナンバーカードを90%の後半まで行かないと、せっかく税金を投入しても役に立たないものに終わる可能性もある。以前失敗した住基ネットがそうでありますけれども、大変なことになるだろうと考えております。

○議長（百瀬 章君） 福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 確かに村長言われたとおり、国からの国策というものだと思います。ただ、住民として、特にお年寄りの方もそうなのですけれども、結局国の情報が漏れるという心配がありますので、100%漏れないというセキュリティは世の中にないと思うのですよ。漏れないセキュリティにすると、そのまた上を行ってという形の中で、どうしてもセキュリティの中で、今、ほとんど毎日のようにオレオレ詐欺の関係の報道がされたりしているもので、その辺のところでお年寄りの方たちはどうしてもデジタルというものに対しての弱さがあるかもしれないけれども、そういうもので非常に取りたくないという方が多いわけです。

取りたくなくてもこれは国がやることですからやらなければいけないと思うのですけれども、その辺十分職員の皆さんには気を遣っていただいて、セキュリティの関係については職員の方が気を遣ってもどうにもならない面もあるとは思いますが、やっていただきたいと思います。

今回の質問は、住民の生命に関わる重大な問題ですので、国からの指示等がありましたら、全庁挙げて、このマイナンバーカードに取り組んでいただくことをお願いして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（百瀬 章君） 以上で、福澤倫治議員の質問は終了しました。

ここで暫時休憩します。

（午前10時01分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時07分）

◇ 竹野 入 恒 夫 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位3番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「塩尻鍋割穂高線について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

（2番 竹野入恒夫君 登壇）

○2番（竹野入恒夫君） 議席番号2番、竹野入恒夫です。それでは、私は今回、大きな項目で2つの質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの長野県での新規感染者は、前の週を上回る日々が続いております。この3日は減っていますが、会社やいろいろな団体の方も、今年は忘年会を行うところが増えていると聞いております。新規感染者が心配です。

それでは、一般質問に移ります。

1、塩尻鍋割穂高線について。

塩尻鍋割穂高線の歩道整備事業は、道路の線形不良や幅員が狭く歩道も整備されていないため大変危険な状態でしたが、県関係皆様にご尽力いただき、防災・安全交付金（交通安全）事業として、平成23年度から道路改良を伴う歩道整備事業として事業開始から10年が経過してはいましたが、今年7月21日・11月17日の全員協議会において、建設水道課の課長から塩尻鍋割穂高線の歩道整備事業は、未整備区間を130メートル余り残したまま、令和2年度で事業が終わっていると報告がありました。特に残っている区間は、過去に死亡事故が発生した場所です。そこでお聞きします。

（1）どうして130メートル余りを残して、令和2年度で終了になったのかお聞きいたします。

（2）県に対してどのように対応するかお聞きいたします。

（3）地域住民に対してどのように対応するのかお聞きいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に対して、村長、答弁願います。
本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 竹野入恒夫議員のご質問にお答えをいたします。

「塩尻鍋割穂高線について」のご質問であります。1番目の質問で「歩道整備事業がどうして130メートル余りを残して令和2年度で終了になったか」という点ですが、県道塩尻鍋割穂高線の歩道整備事業につきましては、道路を管轄する長野県松本建設事務所が、平成23年から幅員2メートルの歩道を設置する交通安全事業として整備を進めてまいりました。県としましては、事業を進めていく中で、一定のルールとして補助事業は10年間で一区切り、一旦評価するという考えの下、補助事業としての取組は令和2年度で一旦完了をしているという考えでございます。本来であれば、事業期間中に工事を完了する予定ではありましたが、一部用地補償の関係で同意が取れなかったという事情がございました。

2番目の質問の「今後、県に対してどのように整備促進を要望するか」についてであります。今年度に入りまして、松本建設事務所と今後の進め方について打合せを行い、未整備区間の事業完了に向けての取組を改めてお願いしたところでございます。村も地元として安全安心な道路となりますよう、今後の取組への協力をしていきたいと思っております。

3番目の質問の「地域住民に対してどのように現状を説明するのか」についてあります。事業に関係する地権者の皆様に対しましては、事業の現状と今後の考え方などについて、松本建設事務所とともに、先日それぞれ説明に伺ったところでございます。地域住民に対しての説明会ということでございますが、現在も一部地元地権者との交渉を継続中でありまして、今後の状況により、必要があれば県と相談させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） この事業なのですが、令和2年度で終了になった事業でありますよね。何で令和4年の報告なのかということと、令和3年度の東筑村議会議員大会で、県に対して塩尻鍋割穂高線上竹田地区歩道整備促進を要望しております。これは令和3年度に分かっていたことだと思うが、その辺は担当部署としてはどんなふうにかえますか。

○議長（百瀬 章君） 宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） 今お話しいただきました、令和2年度で補助事業としては一旦は完了したということであります。その後、実は、補助事業としての取組はそこで一旦は終わってはいるのですけれども、地権者との交渉というのは進めておりました。

そういったところで、令和3年度、4年度と、東筑の議長会からも村の要望として上げさせていただいておりますので、それを踏まえて、松本建設事務所と今年度また打合せを行いまして、今後の取組についても確認をしたところでございます。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） 松本建設事務所から新しい取組には、こうしてほしいとか、いろいろな要望は村に対してありますか。

○議長（百瀬 章君） 宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） いずれにしましても、地元の合意が取れないとなかなか県単事業としても取り組むのは難しいというのが県の立場だと思いますので、事業化に向かえますよう、村としても地権者の方と県をつなぐ形で役割を果たしていきたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） 実際に、雨の日とか夜間に通行していますと、竹やぶの前ということで、死亡事故が起きた前出ですけれども、90センチぐらいの幅でもって土砂が蓄積された状態が20メートルほど続いているのですよね。白線も引かれていないような状態で非常に危なく感じるわけですが、そのことも地元とも話し合う必要があると思うのですが、1回これ、当事者だけではなくて、その地区の人たちにも、こういう状態でこうなっているということを話さなければいけないと思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（百瀬 章君） 宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） 先日、地元の関係する地権者の方のところ松本建設事務所と伺ったときにも、そういった、今お話のあったようなことも、現道と開道したところのつなぎ目ですとか、そういったところの修正といいますか、そういったような要望もございました。そういったところも、県のほうも承知をしております。

それから、先ほどもお話しさせていただいたのですけれども、まだ交渉を続けているというところで、非常にデリケートな問題と捉えております。ですので、そちらの

進み具合を見ながら必要な時期に地元には説明が必要かなと思っております。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） やっぱり一番死亡事故が起きている場所がまだ何も手をつけていないということが非常に問題だと思うので、その辺を、それだけになっていれば県に村としてもお膳立てというか、話合いをして、完全にこうなっているのでぜひやってほしいというところまでこぎつけてほしいと思うのだよね。その辺、村長、どのように考えますか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） この塩尻鍋割穂高線の歩道については、先ほど10年という県の1つのルールがあるということでもあります。いろいろ地元から出ている選挙区の県会議員の先生とか、そういったところにもいろいろご相談している中で、それを進めるのか、それとも違う要望箇所もそれによって止まると、どっちを選ぶのだと、最終的にはこういう話になってきますので、ひとまずはそこを止まったというか、次のまた要望箇所で行かなければいけないというのも、これも村の道路改良の進め方でありますので、両方並行してやっていくという形になるのですけれども、用地交渉ができていないというのは非常に、実行する県の側からしてみれば地元の努力、協力が足りないのではないかと見られてしまうというのは、これも現実でありますので、その辺は、確かにできますという協力する姿勢も村としても見せなければいけないと感じております。

以上です。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） ぜひ、地元の有力者というか、そういう人の話を聞いたり、村としてもしっかりした態度で進んでいって、あと130メートルなので、ぜひ完成してもらいたいと思うのですよね。これだけになっていれば、あとは人との問題と思うのだけれども、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（百瀬 章君） 1番の質問は終了でよろしいですか。

竹野入恒夫議員、次に質問事項2「キャンプ場新設について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） 2、キャンプ場新設について。

山形村のキャンパーの間から、村にキャンプ場の新設ができないかと聞かれます。

環境問題の進行により、SDGsの採択など、経済活動と環境への配慮のバランスを見直す動きが世界的に広まり、人々の自然志向が高まっています。そして、コロナパンデミックが三密を回避しやすいレジャーとして、キャンプ場が認知されるようになりました。

(1) 山形村のキャンプ場の候補地について。

- ①清水高原登山道入り口付近の第二電電鉄塔跡地。
- ②スカイランドきよみずのゴルフ練習場の跡地。
- ③なろう原公園のくつろぎの広場。
- ④ふれあいドームの公園。

以上の4か所及び村の指定できる場所は検討できないものかお聞きいたします。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問であります「キャンプ場新設について」のご質問にお答えをいたします。

「山形村のキャンプ場の候補地について、清水高原登山道入り口付近の第二電電鉄塔跡地、スカイランドきよみずゴルフ練習場跡地、なろう原公園のくつろぎ広場、ふれあいドームの公園の4か所及び村の指定できる場所を検討できないか」ということでありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、密を避ける生活を余儀なくされる中、一気にアウトドアブームが到来したように感じております。議員のご提案のとおり、村内にもそういった施設があれば、村民の憩いの場として、また村内外の来村による関係人口の拡充にも有効だと考えております。今回、ご提案をいただきました場所をはじめ、運営方法やキャンプ場開設に係る各種手続なども含め、研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） 非常に人気が高まっているということと、キャンプを村の豊かな自然の中で満喫するというのと、誘客や村のPRにもつながると思うのですよね。ぜひお願いしたいと思うのです。

第二電電の鉄塔跡地ですが、入り口がアスファルトでそこまで舗装されているので、

ぜひあそこもいい場所だと思うし、今なんか水がなくてもトイレがあればできるようなところですので、ぜひ検討してもらいたいと思います。

山形村は観光に携わっていく人もいないし、観光できる場所がないので、ぜひこれを造ってもらいたいと思うのですが、来年ぐらいに検討できるのでしょうかね。

○議長（百瀬 章君） 藤沢企画振興課長。

○企画振興課長（藤沢洋史君） 竹野入議員のご質問に対してですけれども、キャンプ場の開設といったものについては、水の整備ですとか、トイレ、そういった環境の整備も必要かと思えますし、あと、そのキャンプ場の形態、いろいろな様々、今経営形態があるかと思えますが、それについても旅館業法の許可ですとか、飲食店の許可、それから、消防署への届出だとか、酒類販売、あと、場合によっては隣地開発といった届出が必要になるかと思えます。そういったものを含めて、適正地があるかどうかも含めた中で少し研究をさせていただければと思います。

時期のほうは、大変申し訳ありません。今、ここで来年からというのはちょっと申し上げにくいのですが、研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） 研究をしていただいて、村の利益にもなるということ、PRになるということがありますので、早いうちの開設をお願いいたします。

以上です。

○議長（百瀬 章君） 2番の質問は終了してよろしいですか。

以上で、竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。この時計で35分まで休憩します。

（午前10時25分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時35分）

◇ 大池 俊子 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位4番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「収入保険への村からの上乗せ補助を」について質問し

てください。

大池俊子議員。

(1 1 番 大池俊子君 登壇)

○ 1 1 番 (大池俊子君) 議席番号 1 1 番、大池俊子です。今日は、2つの問題について質問します。

まず初めに、収入保険への村からの上乗せ補助を。

自然災害や価格下落による収入減少への備えとして、収入保険が注目されています。近年、大雨や台風など自然災害も頻発、長引くコロナ禍による農産物価格の暴落などに対する対策として、加入を求める農家の声が強くなっています。これに対して、地方自治体や保険料(保険料、事務費、積立金)などへの補助を行う事例が増えていきます。

特に長野県は、2022年の6月時点で34市町村でしたが、また最近の調査では40に広がっています。収入保険料などの補助の状況となっています。そこで、質問します。

1つ目に、近隣の松本市や塩尻市でも既に行っています。村でも収入保険への補助をしていただきたいのですが、どうでしょうか。

2つ目に、収入保険は加入資格を青色申告者に限っているために、対象が全農家の25%に過ぎないことは問題であるとされています。白色申告も記帳義務の対象であることから、白色申告者も対象となるよう、国に声を上げてほしいと思いますが、どうでしょうか。

1回目の質問とします。

○議長(百瀬 章君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 大池俊子議員の質問にお答えをいたします。

最初の質問であります「収入保険への村からの上乗せ補助を」についてのご質問にお答えいたします。

最初のご質問の「近隣でも既に行っているが、村でも補助してはどうか」についてですが、当村では現在のところ制度化していない状況であります。県内市町村の約半分以上が制度化していることは承知しております。当村の制度の導入については、現在慎重に検討を進めているところが現状であります。

2番目のご質問の「対象者が青色申告者に限るので、白色申告者も制度の対象となるよう国へ声を上げてほしい」とのご質問であります。全国的に展開されている事業への提言はハードルが高いわけですが、下部組織であります「NOSA I 長野」へは、機会があれば提言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） この農業経営収入保険は、対象は、今言いましたように、災害や価格の低下、それから、本人やその雇っている従業員などのけがや納品時のトラブルなどにも利く、あらゆる事故にも対象になるということです。想定外の災害、コロナなど、毎年のように起きているのですが、農業経営にとって生活保障にもなっているわけです。また、新しい農業従事者、若手農業者にとってもこの収入保険は、なくてはならない貴重なものとなっている状況にあります。

ちなみに、先ほど言いましたが、長野県でも40市町村が行政からの補助があるわけですが、松本モデルとしては保険料と事務費の80%を新規加入の方に対してしているわけです。5年間は80%補助、あとの4年は30%補助となっています。また、塩尻モデルは期限がなく、保険料の50%、新規とか継続問わず、限度額もなしというふうで行われているようです。

こういう状況から見ましても、農業立村と言われている村にとっても農業はなくてはならない、また、村税の収入源としてもこの農業というのはなくてはならない状況にある中で、ぜひとも先ほど考えてはいただいている、慎重に対応というのですが、近年の社会情勢や環境問題から見ても、早急に対応していただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） ご提言ありがとうございます。

収入保険の加入につきましては、制度が令和元年に創設されまして、一部の農業者の方から何度か要望を頂いております。公ではなくて、何か部会ですとか、ちょっとした集まりや何かでもご希望ということで提言をいただいているところであります。

現在、村の中には、野菜の関係の出荷の安定対策、また、ずっと続けております果樹の関係の共済への補助ということで、補助制度についてはそういったものが今あるのですが、そこに新たにこうした制度が始まったということで、そちらに移行される、果樹共済をやめて収入保険に加入されるという農業者の方もいらっしゃるという聞いてお

ります。

令和4年分の加入者の中で、そういった方が全員で20人ぐらい収入保険に加入されたと聞いておりますが、新たに果樹から移られた方は昨年1年間で10人ということです。ですので、制度については、どんな収入が減少したというパターンにも対応できるということで、とてもいい制度だと私も思っておりますが、既存で村であります、そういった制度への補助について精査をするとともに、村で収入保険にどれだけの補助ができるか、取り入れてやっていけるのかということは、村長答弁にもありましたとおり慎重に考えていかなければいけないかなということを考えております。

ただ、この収入保険に加入する場合に、規模にもよるのですけれども、非常に高額だということも聞いております。そういった高額なものに対して補助というものは加入について有効になるのではないかと思いますし、農業者の方に推進する上でも加入の後押しにつながるのではないかなということも考えております。

またさらに、JA管内の中での市町村の中で、制度があるところとないところという、どうしても差が出てきてしまいますので、そこら辺についても今後しっかり検討しながら、導入できるのかできないのかということは考えていきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 今言われましたように、今まであったいろいろな保険の中で切り替えていく、先ほど10人の方が収入保険へ移られたということは、あらゆる災害とか、けがとか、そういうものにも対応できる幅広い収入保険だと、私はそういう理解をしているのですが、今までは、例えば大災害があつて、果樹がみんな落ちてしまつて、落ちたものに対して、ほとんど落ちてしまわないと利かないとか、いろいろなハードルが高かったわけですが、この収入保険は、少し掛け金が高くて、非常にハードルの低い、いろいろなところへ対応できるものとなっています。

山形も加入する方がどんどん増えている中で、初めに言ったように、農業者を守つて、後継者もつくり上げていくという点からいっても、ここへ補助していただきたいと思つています。さっき慎重に対応するということでしたが、早い時期の、これだけ長野県でも、全国でも、この収入保険への補助というのが広がっている中で、山形でも早急にやってほしいということを希望しておきます。

それから、2つ目の問題で、白色申告への対象も広げてほしいということで出しました。一応、農業保険法の中では、175条とか、それから176条には、青色申告が

対象ということですが、でも実際は、昔は割に大ざっぱな申告でしたけれども、現在では会計知識の向上とかパソコンなんかが普及して、それから事業者団体などが作成するそれぞれの記帳ノートなどもかなり広がっています。今、青色申告と白色申告、あまり変わりありません。そういうところからいっても、憲法上は法の下の平等、税金を払っているところから見ても、ぜひ村としても、先ほど村長言われましたが、声を上げていってほしいと思います。

農業を支えるということは、村の財源も保障していくということにつながっていくと思いますので、ぜひこれはお願いしまして、1つ目の質問はこれで終わりにしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 1 番の質問は終了でよろしいですね。

大池俊子議員、次に質問事項2「ケアラー支援条例の制定を」について質問してください。

大池俊子議員。

○1 1 番（大池俊子君） それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。ケアラー支援条例の制定を。

2000年に介護保険制度がスタートし、介護を必要とする方は安心して暮らしていくためのサービスを受けられるようになりました。その一方で、在宅介護をする家族（介護者、ケアラー）は、先の見えない介護の中で、心身の健康や社会的孤立、離職、虐待など、様々な困難を抱えています。

また、介護保険制度の改定を議論している社会保障審議会介護保険部会が12月に結論を出す予定である内容とは、史上最悪の改定とされる5項目、負担増と給付削減が狙いであります。その1つは自己負担と2割を標準、要介護1、2の訪問介護、通所介護を地域支援総合事業に移す。ケアプランの有料化、福祉用具の一部をレンタルから買取りに、施設にロボットを導入するなどして職員配置を減らすなどであります。

団塊の世代が後期高齢者になってきている現在、誰もが健康で安心して暮らせる社会、誰もが安心して介護や看護ができる地域づくりを目指すためにも、このケアラー支援のための条例を制定し、健康づくりや介護予防はもちろん、地域で支え合う関係づくりをしていかなければいけないと思います。

村の中でも、地域サロンなど、今までボランティアで支えてきた人たちが高齢化して、サロンの継続困難も抱えています。私もこの20年近くこの地域サロンに関わってきましたが、皆高齢化で、後続けられるかどうかという不安が出ています。そこで

質問します。

1つ目に、この条例の制定のためには、山形村の要介護者を取り巻く環境調査、ケアラー(介護者)の実態調査などが必要であると思いますが、どうでしょうか。

2つ目に、村でもケアラー支援条例制定の考えは。そのためには、村、社協、それから地域住民の支え合いのための連携が必要であると思いますが、その方策、考えはお持ちでしょうか。

これで1回目の質問とします。

○議長(百瀬 章君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 2番目の質問であります「ケアラー支援条例の制定を」についてお答えをいたします。

最初のご質問の「この条例制定のためには、まず山形村の要介護者を取り巻く環境調査やケアラー(介護者)の実態調査などが必要であると思うがどうか」ということでありますが、介護保険制度は3年に一度制度の見直しを行い、事業計画に基づいて運営をしております。今年度は第8期の2年目を迎えております。来年度は第8期の最終年度であるとともに、次の第9期事業計画を策定する年であります。現在、事業計画策定の基礎となる高齢者等実態調査を実施中であります。

この調査はアンケート方式で、居宅要介護・要支援認定者全員の226名及び、元気高齢者300名を対象に実施しており、居宅要介護・要支援認定者へのアンケートは、介護サービスの利用状況や充足感、施設への入所希望、家族介護者の実態や意識など、ケアラーが置かれている現状が浮き彫りになるアンケート内容になっております。ケアラーの実態が見えてくるものと思います。

2番目のご質問の「村でもケアラー支援条例制定の考えは。そのために、村、社協、地域住民の支え合いのための連携が必要であると思うが、その方策、考えは」についてであります。2020年に埼玉県が全国初のケアラー支援条例を策定し、その後、全国の幾つかの自治体で制定されております。村は、現在実施しています高齢者等実態調査の結果を精査し、ケアラーが望んでいるニーズ等を把握しながら、第9期介護保険事業計画の策定に合わせて、条例についても検討してまいりたいと思います。

また、議員の言われるとおり、条例の制定には、村、社協、区、住民それぞれが連携する仕組みづくりが不可欠であります。村の地域包括支援センターは、ケアラー支

援の取組として来年度から新しく、ケアラーが集い、お互いの情報交換や悩みの相談ができる場所づくりを計画しております。

条例だけ制定をいたしましても、理解する人が増えなくては十分な効果が上がりませんので、現場から機運を高めていくような取組も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 今、第9期の介護保険制度のあれがやられているのですが、8期までも、今までも実態調査はやられてきたと思うのですが、それからこの9期に向けての状況がどのくらい変わっているかわかりませんが。8期までの実態調査の上でもこういう状況があったと思うのですが、それに対して村はどのような対応を取ってきていたでしょうか。お願いします。

○議長（百瀬 章君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） 今のご質問ですが、地域サロンのお話でしたが、そちらにつきましては社会福祉協議会の単独の事業でございますので、そちらを進めていただきながら、村としましては、オレンジカフェですとか、村独自の事業というものも使いながら、そういった方の1つでも相談に乗れるような場所づくりということで進めてきていたというところでございます。特に、いわゆる介護者、ケアラーに向けての独自の事業としては、今のところなかったというのが現状でございます。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 今、社会問題でも、ヤングケアラーとか最近非常に浮き彫りになってきています。

それから、今言われたように、サロンもずっと20年以上村でもやってきていると思うのですが、その頃ボランティアとして始めていた人たちも20年、年を取っているということで、今度逆にサロンのサービスを受ける側に立つ時代になってきたなというのを感じています。そういうところから見ても、潰れてしまったところも幾つかあります。

そういう面から見ても、今必要だと思うのは、実態調査をしても、それぞれの、今言ったように、村とか、社協とか、それから地域住民の連携が取れていなければ、それぞれがそれぞれ事業をやってもばらばらだなというのを今感じています。

そこで、ぜひ、なぜこのケアラー支援条例が必要かという、その連携を取るため

にも、常に相談しながら、会議を持ちながら、1つ解決できたからもういいというのではなくて、次々と問題は出てくる状況にあると思っています。そういう面からも、この支援条例というのは必要だと、条例をつくって、村民の中に意識としても入れていって、生活そのものですからやっていく必要があるなと思っています。

参考に、栗山町のケアラー支援条例を見てみたのですが、平成22年からできるまで令和3年まで、10年以上かかってやっているわけですが、その間、何回も実態調査しながら、内容を深めていっています。

せっかく介護保険に向けての調査をしても、その場で終わってしまって、社協と村とか、村と地域住民の意識が共有されるということがあまりなくて今まで来たのではないかなというのを痛感して、ここで先ほど言いましたように、団塊の世代が元気な高齢者は支援に回れますけれども、逆に支援の必要な方もたくさん、本当に一切と云えずに生まれている状況の中で、今それを強めていかなければ、村も介護保険料も足りなくなるだろうし、利用者も増えてくるし、この介護保険制度の改悪で、いよいよ在宅で見なければいけない状況が生まれる中で、介護者、ケアラーの負担というのも非常に出てくると思うのですが。そういう点で、どういうふうに捉えているかお聞きしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） この「ケアラー」という言葉、これはいろいろと私も調べたりしたのですが、範囲が広くて、いわゆる介護保険制度の範囲内、いわゆる要介護、要支援を受けている方の介護を行っているケアラーも当然多いわけなのですけれども、それ以外にも、家庭の事情等によって、特にヤングケアラーなんかの問題ですと、両親に代わって幼いきょうだいの面倒を見るとか、そういった意味でのケアラーというのものもあるものですから、すべてが介護保険制度の範囲内の出来事というわけではない、広い意味でということになると思います。

先ほどおっしゃられた栗山町、北海道だと思いますが、私もそちらの中を見てみたのですが、条例制定までに向けて、地域でそういった細かな取組を続けながら、地域からも機運を高めていって、条例が先なのか、取組が先なのかということになると思うのですが、現場からも機運を高めていって、同時に条例も制定に持って行くというような事例が載っておりました。

そんなことも参考にしながら、その条例制定については、もちろんアンケートの集計結果ですとか、そういったものを参考にしながらこれから検討してまいりたいと思

いますけれども、現場の、先ほど申し上げた、来年から、村で行っているオレンジカフェという事業があるのですけれども、その1つのメニューという形で、何とかケアラーの方たちに外へ出てきていただいて、悩みですとか、本当に笑い話でもいいですけれども、そういった話ができる場をつくりながら、どんなことを求めているのかということも含めながら、現場からも機運を高めていければ、そんなふうを考えております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 先ほどから言っているのですが、オレンジカフェとか、いろいろ村でもやっています。でも、そこへ行かれる人たちは本当に元気な人たちで、その周りにいる人たちは、そこへも行かれない。それでもボランティアをやってくれている人もいます。

でも、ここ何年間か、歩いて公民館に行くことすらできなくなった方も何人かいます。そういうところも含めて、介護保険の調査だけでなく、先ほどヤングケアラーにも言われたのですが、家族形態もまちまちで、子どもたちもそうですけれども、ケアラーが必要な家庭、介護者というか。だから、いろいろな面での必要性を非常に感じているのですが、そういう面からも、村としても介護保険の調査と同時に、住民困りごと調査というか、そういうのもやってみてもよいのではないかなというところも考えていますが、どうでしょうか。そこをやれば、もっと幅の広い範囲での援助の必要な方がいるのではないかと思うのですけれども、そういう点でどうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） 議員のおっしゃるとおりでして、今現在行っている調査につきましては、介護、いわゆる65歳以上の方で調査を行っているわけですが、その結果も踏まえながら、必要であれば全世代、そういった調査も必要であれば実施していく必要があるかなと。その辺についても同時に検討して参りたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 栗山町の調査した、3回にわたって実態調査しているのですが、その中でも10年の経過の中でカフェができたり、気楽に集まれる場所なんかもつくりながらつくり上げていった経過があるのです。

そういう点で、今、サロンだけではなくて、社協でもいろいろやられているのですが、なかなかそれが定着するというところまで行かないのですが、オレンジカフェに

行かれる人は、福祉バスに乗れたり、自分で運転できたりで、行って、ボランティアに参加したりもできていますが、その周りにあるもっと支援の必要な方や、もっと私だったら一緒に援助できるよという方も多分見えないところでたくさんいると思うのですが、そういう点からも調査をもうちょっと幅を広げて細かくしながら、すぐ結果を出してどうのこうのではないのですが、本当に団塊の世代がみんな75歳になって、いよいよ介護の必要な世代に移っていく中で、それを支援される方や、また子どもたちにしてもそうですが、若い世代に負担がどんどん行く中で、もう少し細かな調査をやりながら、各地域で本当にボランティアにどのくらい参加できるかという調査も含めながらやっていってほしいと思います。

栗山町の例ばかりで悪いのですが、それには支援する方の講習会というか、基本的な考え方というか、そういう支援する方への講習なども含めて、そういう方を増やしているというのがこの10年間での成果でありましたので、これをまねてどうのこうのではないのですが、今村で感じているのはそれが一番必要な時期にきているのではないか。もう少し経てば高齢者がどんどん増えて、要支援者が増えてくるのではないかという危険がありますので、その点を踏まえてどうお考えかもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） いわゆる団塊の世代がというお話、これからそういった介護制度を利用される方が増えてくるという状況も想定されるわけですので、それにつきましても、村独自での調査等をしながら進めてまいりたいと思っております。

何しろ、いわゆる昔からの考え方で、家族の面倒は家族が見るのが当然だという根強いものが、そういう考えがあるというのも事実ですが、どうしても家族だけではどうにもならない状況も見受けられると思いますので、そういった方々の、いわゆる家族の、仕事を辞めなければいけないとか、人生設計を変えなければいけないとかという状況が出てくれば、それについては適切な使える支援を使っていくということが私どものできる仕事かと思っておりますので、そういった方面で充実していければと思っております。

今日、たまたま新聞に松本市が来年度からヤングケアラーの支援を検討しているという記事が出ておりましたが、そういった部分も含めて、いろいろな市町村の状況も参考にしながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 最後に村長にもう一回お聞きしたいと思いますが、このケアラー支援条例をつくり上げるにはすぐどうこうではないのですが、そのための準備を具体的に、今いろいろな様々な問題を言ったのですが、そこからつくり上げていくということで、ぜひケアラー支援条例に向けて、いろいろな調査をしながら、地域住民とも話し合いながら、そういうのに向けて実際に動き出してほしいと思いますが、そういう、村長としての考え方をもう一回お聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 大池議員には、今、栗山町の例で先進的な取組のお話がありましたけれども、山形村の今の現状というのは、地域のそれぞれ地域コミュニティが崩れつつあるといたしますか、大変昔のようにはなかなか機能していないというのが現状だと認識しております。

そんな中で、新しい地域づくりといたしますか、少子高齢化の時代に合った新しい地域づくりが必要となっていると、そのように感じておりますし、地域での互いの助け合いの仕組みづくりというのがこれから必要になってまいりますし、その中の大きな課題が高齢化社会への対応だと考えております。

いろいろご指摘いただいた点については、十分また検討いたしまして、どういった方法がいいか研究してまいりたいと思いますし、また、ご協力もいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 一言落としてしまったのですが、実際にサロンで、非常に困って、小坂地域ではサロンに参加されている人たちから地域の実態を調査して、今50人一人暮らしとか困っている人が出たという情報を聞いています。これ、全村に調査したら、いろいろな人の力を借りて調査したら全体像が見えてくると思いますので、今村長言われたように、新しい形の地域づくりという面からも、ぜひ積極的に進めてほしいということで、この質問を終わりにしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 2番の質問はこれでよろしいですか。

以上で、大池俊子議員の質問は終了しました。

ここで、この時計で20分まで休憩します。休憩。

（午前11時13分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 11 時 19 分）

◇ 上 條 倫 司 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位 5 番、上條倫司議員の質問を行います。

上條倫司議員、質問事項 1 「風食防止対策事業について」質問してください。

上條倫司議員。

（10 番 上條倫司君 登壇）

○10 番（上條倫司君） 議席 N o 10 番、上條倫司。

風食防止対策事業について。

今年の山形村は穏やかな秋を迎え、特産の長芋のできもよく、長芋堀りという楽しみな農作業が行われています。10 月、11 月とこんなに穏やかな日が続いたことが今までであったのかと思うくらい穏やかです。

それでは、令和 4 年度の風食対策の進め方を伺いたいと思います。

質問 1、広報やまがた N o 539、令和 4 年 8 月。「申請、現地確認の流れ」の中で「③職員が 2 回目の現地確認を行います。②③ともに緑肥麦があった場合は全額、②にあったが③には確認できなかった場合は 2 分の 1 の補助額となります」とありますが、確認できなくても補助するのですかという質問です。

②今回の風食防止対策事業の中で、作業をしてくれる農家の声を聞くというところがないのかという質問です。

③群馬県の太田市に視察に行ったとき、ハウスのほうれん草の栽培が増えたら、以前とは土の舞い上がり方に変化してきたとのことでした。栽培作物で風食を減らすという考えはありますか、伺いたい。

④畦かん地区の U 字溝に土が入らないように、ソルゴーを使って風食防止対策試験ができないか伺いたい。

以上です。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 上條倫司議員のご質問にお答えをいたします。

「風食防止事業について」のご質問であります。最初のご質問の「緑肥麦が残っている圃場の確認ができなくても補助をするか」ということですが、基本的には二度の確認作業を行い、補助対象か否かを判断いたします。議員がおっしゃる確認できない状況というのが、例えば大雪が降り積もってしまった場合とかが考えられますが、そうした場合は除雪して確認することとしております。

2番目のご質問の「今回の風食防止対策事業の中で作業をしてくれる農家の声を聞くところがないか」ということですが、今年度は制度の見直しを行う初年度であるので、実際に運用してよくなかったところは見直しをしていきたいと考えております。取り組んでいただく農家の皆さんには、ぜひ様々なご意見、要望を頂けたらと考えております。

3番目のご質問の「栽培する作物で風食を減らすという考えはあるか」についてありますが、無作付の土壌が露出する畑が少なくなれば風食は減少すると思われます。ハウスなど施設栽培作物によっては風食は減ると思われます。栽培作物の誘導は行政側が一面的に行うものではないと考えております。農業関係団体や農家の皆さんの作付計画の下に誘導していくことが適切だと思ひます。

4番目のご質問の「畦かん地区のU字溝に土が入らないようにソルゴーを使って風食防止対策試験ができないか」についてありますが、上條議員には様々な場面で提案をいただき、今までも感謝しております。畦間かんがいの排水溝には毎年風食による土がたまり、組合の皆さんもご苦勞をいただひていると伺っております。試験的に取り組める場所があれば、今後も積極的に実施していただひたいと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 1番のことですけれども、いろいろと懇談会等においても、農家がロータリーをかける意見も出てきたりするわけですけれども、そこらのところを役場としてはどう考えているのか。

農家としては、風食対策ということで、協力するという形で緑肥麦をまひて協力していると思うわけですけれども、ただまけば生えてくるという陽気ですので、非常に簡単に麦ですから生えてくるわけですけれども、まひたときにロータリーをかける、それと、秋にすき込んだ人もいますし、今までは春にすき込む人もいたりするわけで

すけれども、またロータリーをかけるということです。

今回の方法からすると、3回ロータリーをかけないといけないのかなというようなふうにするわけです。多くの方は、今までの方式だと、秋にロータリーを軽くかけて、少し残すという形で風食に協力していたと思うのですけれども、そこらのところの違いとして、今回は曖昧な記載なものですから確認ができるとかできないとか、そこらのところが、ロータリーをかけないと謳ってはいないものですから、農家としてはどう判断したらいいのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） ご質問にお答えいたします。

こちらの補助事業の想定としましては、現地確認の際に、麦の根が畑に張った状態である状態を想定しております。今、議員がおっしゃるように、軽くかけた状態ということになりますと、根っこも起こされている、浅くかけたりしても起こされてしまっている状態と想像ができますが、そうした場合については今回は対象にならないということを考えております。

補助については、今週金曜日までが今受付ということでやっておりまして、来週、12月15日が1回目の調査の期日となっておりますので、まずその1回目の調査で、そういった状態に保たれているかどうかというようなところを今回見ていきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ロータリーをかけないということですね。

それと、チョッパー、上を削るような形で、根っこは残っているのだけれども、葉っぱを粉碎するというのはどういうふうを考えているのか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 申請受付の中で、そういったご質問ですとか、問合せもありました。先ほども申し上げましたとおり、根っこが張った状態が保たれているかというところが見るポイントになってくるものですから、たくさん伸びてしまっている状態の上部だけをチョッパーで刈るということについてはよいのではないかとということで、対象としたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ロータリーをかけるということがいけないということになるわけですが、ぜひ、ロータリーをかけても、どの程度ならいいという設定がで

きたら農家としてはうれしいと思います。

今までの制度の中では、ロータリーをかけるということが多かったと思うわけですが、その点、なぜ農家がロータリーをかけるのかというところは、役場としてはどう考えているのか、伺いたいです。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 農家の皆さん、営農に関しては、作付が終わった後にロータリーをかけて次の作付に備えてもらうということで、それぞれ圃場の管理で必要なこととも感じておりますし、実際に風食が起きるということを考えた場合、きちんと管理がされていて、ロータリーがきれいにかけている圃場ほど砂が舞いやすいという状態であると考えておりますので、手入れが行き届いているほど状態がよくないということになるという認識でおりますので、そこら辺については、農家の方の営農の支障にならない範囲で、こちらからも協力をお願いしますということで、制度に対しては十分周知をここ1年間かけてきましたし、その都度、農家の皆さんからも意見、要望等をいただきながら、少しずつ変えて、今回このような制度として動かしておりますので、支障のない範囲で協力をしていただきたいということで、こちらからはお願いということでありますので、できる限りの協力をお願いするものであります。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 一番に、私も何十年と農業をやってきたのですが、春先にロータリーをかけるというのは神経を使わないと、でかいトラクターでロータリーをつけて、畑の中に入ると、ロータリーをかけると、ことごとりになってしまうという心配がとても春先にはある。2月、3月、4月に入ると、土が小石のようになってしまう場合があると、その土の状態であるわけですが、そこらのところを5月になれば微生物が働くようになってきてそういう心配がなくなってくるし、乾燥もしてくるものですから、土の乾きも早いということでなくなってくるのですが、この早い時期に4トンも超えるようなトラクターで入ってロータリーをぱっとかけると、それだけでことごとりができてしまう、そういう事実があるものですから、できることなら小さいトラクターでかけてもらわないとことごとりができてしまう。それはなかなか治らない、そういう土になってしまうという。そこらのところを役場も把握しておいてもらわないといけないと思うわけです。

毎年ことごとりになるようになってくれば、協力もできないという形になってくると

作付面積も減ってくると、風食というのは協力できない形になってきてしまう可能性があるのですが、そこらのところを気をつけてもらいたいと思います。

それでは、2番目のほうの風食防止対策の中で、作業をしてくれる農家の意見を聞くということで、今回は役場へ届けるということがあるわけですがけれども、その場を利用して、農家と役場と声の交換ではないですがけれども、していってもらいたいと。そういう中で、風食ということを中心に心がける気持ちを養っていくということが大事だと思いますけれども、そこらのところをどう考えるか、お願いします。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） ありがとうございます。先ほども説明しましたけれども、金曜日、12月9日が申請の最終日となっております。大体今20名ちょっとぐらいの方が申請をされていると担当からは聞いておりますが、出されていく農家の方のほとんどがいろいろなことを言っていかがいます。面倒くさくなったですとか、しょうがないなということですか、また、建設的な意見も述べられて帰られる方もおりますので、そういった生の声にこちらも常に耳を傾けまして、この制度がよりよい制度になるようにこれからも努めていきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ぜひ、やり取りということが、血の通った行政の中では大事だと思いますので、心がけていってもらえたらと思います。

それでは、3番の、群馬県の太田市に行ったときに、ほうれん草のハウスができてきたら風景が変わってきたよということだそうですが、山形としても、ハウスを増やしてもらえればいいけれども、なかなかそういうわけにはいきません。

そういう中で、この頃増えてきている作物としては、にんにくという作物が増えてきているわけです。それは冬の間、秋にマルチを張って、秋に植付けをして、冬の間はマルチの張った状態、そこへ土をかぶせて冬越しをするという仕組みなのですが、土の飛び方としても移動が少なくて済むのではないかと思うわけです。

それと、山形にはところどころにりんごの木が植えてあるが、1つの防風林のような形になっているかなと思うのです。洗馬の原を見ていくと、手前には、山形から行くと今井地区があるわけですがけれども、今井地区にはほこりの飛んでいるというところが非常に、果樹園地帯ですのでないということで、大分抑えられていると思うのですが、信号を超えて洗馬の原に行ったときに前出が見えなくなるような状態ということがずっと続いているわけですがけれども。そういう中で、どういうものを作付

けていくかというのが非常に大事だと思います。

山形ではりんごが幾らかあるわけですがけれども、1つの防風林になっているというように解釈するのですけれども、ぜひ村としても、それは農協がやるものではなくて、にんにく栽培はいいらしいという話もしてもらえたら、村もやる気になっているかと思って栽培者も増えるかもしれません。

お金の取れる農業の中で、にんにくというのは取れるほうに入るものですから、ぜひ村としてもそういうことを俺らが音頭を取るわけにいかないではなくて、研究をしながら、土の舞い方とかそういうのを見ながら、ぜひ進めていってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） ありがとうございます。露出している土、土壌が多ければ多いほどいけない、土が舞い上がりやすい状態になると村長からも答弁がありましたけれども、そういう状態を少なくする、少しでも減らしていくということが、まず風食を減らしていく要因につながっていくのではないかなと思っております。

今お話ありましたとおり、山形にも少なからず果樹園がありますし、緑花木をやられている方も何人かいます。最近就農される方の中に、議員がおっしゃるにんにくに取り組まれる農家の方が多くて、これについては、植えてから、越冬させて、翌年の6月とか7月くらいに収穫、そういった栽培体系ということになってくるものですから、これはまさに風食にはもってこいの作物なのではないかなとも感じております。

そういったもので、稼げる仕組みですとか、少しでもそういうものに取り組みばもうかっていいよということ、また、農業関係団体さんと話をする中で、こういった取組が非常に多くなってきているという情報を共有させてもらいながら、ぜひそういう風食になりにくい作物への誘導ということも今後取り組んでもらえるように話をしていければよいのではないかなと思います。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ぜひ、よろしくお願いします。

もうかるよとか、そういうことは言わないでいいですから、いい収入にはなるくらいのことを言っておけば、いい方向に行くのではないかと思うわけです。

それでは、4番目の畦かん地区のU字溝の土で埋まってしまうという、これなかなか役員になった人が大変だということも聞くわけです。私もなったときに、水を流しながら土を流すということになるわけですがけれども、しまいには何百メートル行った

ところにはすごく土がたまってしまうてどうしようもなくなるぐらいのことが起きるわけですが、ここらのところは県の試験ということを、ぜひ進めていてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） ご提言ありがとうございます。このソルゴーにつきましては、畦かん地域ではなくて、別の圃場で毎年試験をしております。その試験をやっている中で、そうした畦かん地域の排水路沿いに少し植えてみて実験をしてみるですとか、そういった取組がまず、地権者の方ですとか、調整がついてうまく試験ができるようであれば、ぜひこれについては取り組んでみたらどうかと感じておりますので、県の職員にもこんな提言があったということで、情報をお伝えして、取り組めるかどうかということは今後考えていきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ぜひ、よろしくお願いします。

それと、最後になりますけれども、前回質問したときに、村長さんから土地改良区という話も出たと思いますけれども、その後、動きはあるのか聞かせてもらえたらと思います。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 以前のときの話は、右岸土地改良区それぞれ持っている施設の中の、この風食によって、掃除といいますか、片づけが大変な状態になったと、そういうことが現実として被害があるものですから、どうしたらいいかということで、改良区の事務局の中では大変頭を悩ませているというのが現状でありまして、それで何か補助事業がないかということで、いろいろなそういった制度とか、そういったもの研究をしているというのが現状であります。

今のところ、こういう方法があるよという、そういったものはないのですけれども、改良区としても大きな課題だと捉えておりますし、役員会でも話題が出るというのが現状といいますか、そういった状況でございます。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） ありがとうございます。

昨年よりも作付面積は減っているのか、そういうことは分かりますか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） まだ申請受付中ですので、細かい集計についてはこれ

からやるところであります。昨年の麦の買った量と換算をしてやった数字との比較になってきてはしまうのですけれども、恐らく昨年よりは減ってきてしまうのではないかなということを考えております。

昨年の制度はどちらかというとならべての方を対象でやらせてもらったものですが、今回は任意で申込み、申請や何か農家の方に直接村にさせていただくということに変えておりますので、知らず知らずのうちに補助の対象になっていたという方については今回は恐らく除かれるのではないかとということで、恐らく減ると考えております。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員。

○10番（上條倫司君） 一番大事なのは、風食を防ごうという心を育てていかないと成功しないと思いますので、ぜひそういう形になるように行ってもらいたいと思います。

これにて質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 上條倫司議員、以上でよろしいですか。

以上で、上條倫司議員の質問は終了しました。

ここで、休憩します。午後1時まで休憩。

（午前11時49分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時00分）

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位6番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項1「気象非常事態宣言と第4次山形村環境基本計画は」について質問してください。

三澤一男議員。

（9番 三澤一男君 登壇）

○9番（三澤一男君） 議席番号9番、三澤一男です。本日は、村の環境施策を含め、第4次山形村環境基本計画に基づき質問をさせていただきます。

第3回定例会に同様の質問通告をさせていただきましたが、私の都合で質問できず、

再度質問させていただきますこととお許しをいただきたいと思います。

村議会は、令和3年第4回定例会において、特別委員会の請願審査の結果を受け、賛成多数で発委第1号として「山形村に対して『気候非常事態宣言』を要請する決議を求める請願書」を提出しました。この請願は環境基本計画と関連する内容でありますので、第4次環境計画と併せて質問をさせていただきます。

質問1、村はこの請願に対し、県や他の自治体では2050年ゼロカーボンシティ宣言等を行っていますが、どのように考え、進めるのか所見をお伺いいたします。

2として、自然環境について、本村は、森林面積は51%で、他の市町村における割合も低いほうとなっています。しかしながら、手の入らない山林が荒廃し、鳥獣被害や松くい虫等の被害を起こしています。これらも生態系への影響だと思いますが、対策も含め、ご所見をお伺いいたします。

3番目として、環境保全では水源として恵まれた源流を持ち、梓川右岸土地改良事業等によって生まれた大地を保全し、荒廃を防止し、後世に残すことが今を生きる私たちの使命だと思えます。ご所見をお伺いいたします。

4番目として、行政は、住民への取組として、環境に配慮した協働共生の立場から、住宅の改築や改修に省エネリフォームに対し補助金の考え等がありますか。また、今後村が検討している施設（複合施設）等にはどのように取り組んでいくか併せてお伺いします。

質問通告に基づいた質問とさせていただきます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 三澤一男議員のご質問にお答えをいたします。

「気象非常事態宣言と第4次山形村環境基本計画について」のご質問ですが、1番目の質問の「村はこの請願に対し、県や他の自治体では2050年ゼロカーボンシティ宣言が行われているが、どのように考え、進めるか」という質問であります。

これまでの経過を申し上げますと、長野県の軽井沢では2019年6月15、16日「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会議」が開催されました。また、この年の10月には、過去最大級の台風19号により千曲川が決壊するなど、甚大な被害をもたらしております。

世界各地で頻発する記録的な高温や干ばつなど、異常気象が地球温暖化にも影響し

ていると、世界気象機関が発表しております。

このような状況下で、長野県は、2019年（令和元年）の12月9日「2050年ゼロカーボンの決意 気候非常事態宣言」を表明をいたしました。

2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを決意し、県民一丸となった徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、さらには、エネルギーの自立分散型で災害に強い地域づくりを進め、もって本県の持続的発展を期するとしております。

現在、県下の77すべての市町村が当宣言に賛同をしており、また、28の市町村が独自で気候非常事態宣言を行っております。

当村としましては、令和5年からの第6次総合基本構想や広域圏での連携なども勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

2番目のご質問の「手の入らない森林の荒廃や松くい虫被害についても生態系への影響だと思うが、対策を含めて所見を」についてであります。所有者の高齢化や遠方にいる方が相続されたことなどにより、所有者の方が自ら経営や管理を続けることが難しい山林は増加傾向にあります。適切な経営管理が難しい山林については「森林経営管理制度」が平成31年からスタートしており、村では、集落に近い里山から候補地を選定して、所有者の意向調査を進めているところでございます。

また、鳥獣被害対策については、猟友会を主体とした山形村鳥獣被害対策実施隊により実施をしているところで、イノシシやニホンカモシカなどが捕獲されております。

松くい虫対策については、今年度から被害木の調査を松本広域森林組合に業務委託しており、詳細な調査を実施しています。上半期の調査で被害の拡大が見られたため、9月議会にて予算を追加させていただき、緊急伐採を進めているところであります。

3番目のご質問の「環境保全で水源とした源流を持ち、梓川右岸土地改良区等によって生まれた大地を保全し荒廃を防止し後世に残すことが今を生きる私たちの使命だと思います。所見を伺います」ということについてであります。先人から引き継いだ村の農耕地の保全は、現代を生きる私たちの責務であります。適期に土地改良事業を実施することにより、今後も農耕地が適切に活用保全されていく姿が望ましいと考えております。現在、大池原・東原地区の排水対策事業が行われており、畑地への雨水流入対策と水兼道路の整備を進めております。

他の動きとしては、唐沢地区の畑かん施設更新整備事業が挙げられます。今年度の事業採択に向けて、計画書の策定などを現在行っているところであります。

村の基幹産業である農業の基盤となる農耕地の整備は重要な施策であり、同時に多額な費用が発生します。国や県の補助事業を活用しつつ、地権者や耕作者の意向を聞きながら事業を進めてまいりたいと思います。

4番目のご質問の「住民への取組として環境に配慮した協働共生の立場から住宅の新築や改修に省エネリフォームに対し、補助金の考えはありますか。また、今後検討していく施設（複合施設）等にはどのように取り組んでいくか」についてですが、脱炭素社会への移行を見据えて、最近では環境配慮型建築や蓄電池の整備などへの補助を行う自治体も増えてまいりました。現在、山形村が環境の分野で個人に対して行っている助成は、住宅用太陽光発電のシステムの設置、ごみ減量器の購入、雨水貯留設備の設置に対するものの計3種類であります。

環境と申しまして非常に範囲が広く、建築に限らずいろいろなメニューが考えられますが、単独補助では財源にも限りがありますので、今のところは現状の事業を維持してまいりたいと考えております。

また、複合施設については、令和3年度に山形村複合施設建設検討委員会により村長に報告された内容によると、SDGsや自然災害など、危機管理対応も配慮することが理念として挙げられております。この報告を基に、現在、山形村複合施設整備推進委員会においては、SDGsや自然災害などの危機管理に配慮し、太陽光や地中熱などの自然エネルギーを取り入れた脱炭素、危機管理対応型の施設となるよう、検討が行われております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） 答弁いただきました。それでは、1から再質問させていただきます。

答弁の内容の中にもございましたけれども、県では2019年に「気候非常事態宣言 2050ゼロカーボンへの決意」として、阿部知事が宣言し、当村も賛同する自治体として登録されております。翌2020年、長野県脱炭素社会づくり条例（通称ゼロカーボン条例）を制定しております。令和32年、2050年ですけれども、二酸化炭素排出を実質ゼロにすることを決意して、徹底的な省エネルギーと再生エネルギーの普及拡大を推進していくということで、強い地域づくりを進めることとなっております。

村でも「第4次環境基本計画」、サブタイトルに「ずく出して守る環境おらが村」

ということで、今までの内容とかなり基本計画としては随分ずくを出してということで、本当にこれが必要になるのではないかという内容の計画がございますし、計画の位置づけの中には、総合計画との整合性を持たすということで、期間を短縮して総合計画に合わせる計画になっているという、こういうことはやはり上位計画、村の憲法というわけではないのですけれども、基本計画、村の総合計画はその下についているいろいろな基本計画の中心になるものでありますから、そういったことでは本当にちょっと期間が短くなりますけれども、そういった対応をしているということはいいことであるかなと思います。

再度お伺いしますけれども、あとは村として、村内外に非常事態宣言を宣言するということは考えているか、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ご質問にございました、村でこの宣言を具体的にいつ出すかということだと思うのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、今、村の最も上位となります基本構想がこれから検討されるわけですけれども、議会へ上程したという段階でございます。これが正式に来年の4月から発動するわけですけれども、それに向けて、基本構想と、それからこの宣言を出すにあたっては村民の皆さんの意識の機運、そういったものの盛り上がりみたいなものがないと宣言とは実のある宣言にならないだろうと思います。

危機感を共有する中で、村民、また、それぞれの事業者も問題意識を共有し、何ができるかということを実際に考えると、そのことが大事になってくると思いますので、今のこの時期で考えておりますのは、まずは総合計画、また環境基本計画の趣旨、そういったものと整合性を取れるような行動をしてみたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） 確かに村長言われるように、住民、村民と意識を共有して、それで総合計画、それから環境基本計画もその時点で見直すということになると、来年の4月以降にその辺のところの宣言は村として考えているのかどうか、もう一度、しつこいようですが、お伺いします。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） こういった宣言を出して、村民と共通の目的意識を持って、協働の村づくりを進めるということになりますと、このタイミングですと、開村150周年が来年、再来年であります。いろいろな面でありますけれども、もう一度山形村

のこれからの在り方みたいなことを村民の皆さんと一緒に考えるには一番いい機会になると思います。

先ほども、地域づくりの見直しの話も話題になりましたけれども、これからの山形村の形というものを考える上では、地域の在り方、また、この環境問題というものも大きなテーマになってまいりますので、そんなことも含めて、開村150周年というのが1つのタイミングかなとは思っております。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） 本当に区切りの150周年というのも間近なわけですがけれども、そういった機会を捉えて、とにかく村が、村民、住民、村も議会もそうですけれども、一体になって進めていくといういい機会ではないかと思っておりますので、ぜひその辺のところは検討を進めていただきたいなと思っております。

それから、この非常事態宣言とは別ですけれども、ゼロカーボンの件につきましては、環境基本計画もそうですし、上位の総合計画にも、見させていただいて、これから審議する内容ですけれども、事前に配付されておりますので見させていただいておりますと、ゼロカーボンという言葉が何か所か出てまいります。その辺のところは、担当課としてはどう考えておりますでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） このたび作成しました総合計画につきましては、環境分野、そんなに幅広くそこに掲載しているわけではありませんけれども、あまり手数を多くいろいろなことを掲げるというよりは、来るべき社会を見据えて、山形村でいえば、まずは今度の計画においては循環型社会の形成というものをベースに置いて、そのためには廃棄物を廃棄物にしないという観点から、ごみのリサイクルということを大きく掲げております。

一方で、ゼロカーボンということに関しても、担当課のみとか、この狭い山形村だけということではなくて、これはかねてから申し上げていることですが、これは広域的に取り組まなければ何の意味もないことだという考えもあるものですから、いろいろな機関ですとか、自治体ですとか、個々の協力ももちろん必要ですけれども、グローバルなどでの取組が必要だという部分で、実施計画で謳っております。それは、各課の連携ですとか、村内各組織、機関との連携、そういったことも含めて掲載をさせていただいております。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） 本当に環境ということで、一概に取り組むと、この環境基本計画、いただいておりますので見させていただきますと、環境ではいろいろな環境というものがあるよと。そういう中では、どちらかというと、今回私どもが言っているのは自然環境ですとか、そういった環境部分に特化した質問にはなっているとは思いますが、今後ともそういったことで。

これは、ゼロカーボンシティの宣言をこうしてくれというのは、たしか環境省から通達か何か出ているのではなかったかと思いますが、この辺のところはどう考えていますか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） すみません。私、もし公の通達として出ているのであれば私それ目にしておりません。

これまでも村長が申し上げてきたとおり、こういったものに関しては、村としてはこれまでも説明してきたとおりのスタンスで参りましたけれども、昨年度ああいった形でもって宣言の必要性みたいなものもここで議論されたわけですので、先ほど来の村長の言葉のように、また今後に向けて、どういった形で、村が内外にこれを示していくかということについては、議会の皆さんとともにまた考えてまいりたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） 了解しました。その辺のところは、細かいというか、ある意味では、これ環境省の大臣官房の地域政策課のゼロカーボン担当というところから「2050年ゼロカーボンシティの表明について」という文書も出ているようですから、その辺のところは今後の検討の中で検討していただければと思います。

それでは、2項目めに行きます。山林も農業もそうなのですが、所有者の高齢化ということになってきまして、その手が入らないということが山林の荒廃に結びつく。今回も山林整備、松くい虫対策については、今回の本会議後の全員協議会で常任委員長からも早急な対策の要望もありました。早急な対応を改めてしていただきたいと思います。

山林整備は伐採鉄器の材料がたくさんあります。ぜひ有効利用の促進を考えていただきたいと思いますが、その辺のところのご所見をお願いしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今のご質問は、山林の、特に松くい虫の関係でありますけれど

も、今、議員のご意見にもございましたけれども、環境というところで、山形村ということを考えますと、荒廃農地であったり、それから、松くい虫で荒れてくるこれからの里山の問題、それから、空き家、空き地の問題も、すべて環境という広いくくりでの環境問題になります。そんな中で、特にこれから大きな課題となってくるだろうと思われますのは松くい虫の問題であります。

松くい虫については、これは例えば同じ郡内で申しますと、筑北村であったり、麻績村であったりというところなどを見ますと、手がつけられないというのが現状であります。最終的には林業という産業として成り立っているはずの山林が荒れてきているというのが基本的な課題になっていると思います。今、林業はなかなかお金にならないということがあるものですから、地主の皆さんも山に対してお金を使わない、手を入れないという実態があるわけです。

そういった中で、行政として松くい虫対策を行うことが可能なのかということを考えますと、現実的に考えますと、松くい虫を完全に防ぐということをするのは、すべての財政を出動しても不可能だというのが、完全に松くい虫が入った地域の実情であります。

山形村においては、林地もそんなにないものですから、今できることは、里山の持っている地主の皆さんが、松くい虫の被害の遭う前に松を切っていただいて、製材をしてお金に替えていただいて、樹種を変更していく。これしか今の段階ではないというのが現状だと思います。

村ではできる限りといいますか、予算に限りもあるものですから、大きな仕事ができていないのが現状ですけれども、ぜひ山林の所有者の皆さんにはそういったことで、松くい虫の防止にご協力というのですかね、ご尽力いただくようお願いをしていくというのが村の立場であります。

ちょっと質問とずれてしまったかあれですけれども、松くい虫の問題はそのように考えております。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） 松くい虫で答弁いただいておりますので、もう一度聞きたいのですけれども、こういった松くい虫、最初はぼつぼつというのが、言われたように筑北地区とかを見ますと、最初はちょっと荒れているなというのが、全面的に急激に広がってしまうということ、山形の場合今止めておかないと、これから先、本当に地主の人にいろいろと協力をお願いするなり、何なりしても、本当に難しい状態になっ

てくるのではないかなというのを懸念しているものですから、早急に対策というものは必要になるのではないかなと思いますので、この辺のところは村を挙げて対策していただきたいなと思いますので、その辺のところを手をつけられない状態にならないようにだけお願いしたいなと思います。

今、こういったものの事業をやるのに、今はいろいろな、国では譲与税等も、森林環境譲与税等もできておりますし、これから、今、県では、森林づくり県民税を1人当たり500円、それから、令和6年からたしか国は、森林環境税を1,000円1人徴収してくるということが決まっているわけです。

その中で、徴収したものを市町村なりに森林環境譲与税に該当させるようになってくるものですから、こういったものについて、村としては松くい虫、村の財源だけでは難しいと思うのですけれども、こういった税を利用した対応ということはできないかどうか、再度お伺いしたいなと思います。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） お答えいたします。

森林環境譲与税の関係、令和元年から、国のほうから、全額ではないのですけれども、少しずつ国からも交付をされております。令和3年の決算におきましては、おおよそ200万円ちょっとぐらい交付がされております。

山形村においては、この国からの森林環境譲与税について、今すべて松くい虫対策に充当しております。今後、令和6年から本格的に国からも交付になってくるという状況を考えて、全額松くい虫対策に充てるということも考えられるのですけれども、ほかにも森林整備関連につきましては諸課題もありますので、そこら辺をどうこの交付金を活用していくかということは、また皆さんと相談しながら進めていく必要があるのではないかなと考えております。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） 本当にこういった税の分配というのは事業に対して難しいところもあると思いますけれども、たしか今年の当初予算でも200万円ぐらいだったかなと思いますので、今後また、その辺のところも確保していただきながら進めていただきたいなと思います。

先ほど水源としての件もお聞きしておりますし、先人から受け継いだものを残していくのは責務だということで村長からも答弁をいただいております。今後も保全して、現在進んでおります大池原・東原、これは完成を目指して進めていただきたいと思

います。

私たちが、今、この件と同時に、多面的機能の件にちょっと入らせてもらうのですけれども、よろしいですか。

黒川堰の土地改良区の受益者と、今度村一体になって、令和5年度から新しい「山形村みどりと環境を守る会」ということでスタートされているようです。この黒川地区の受益者のときの当初のときには、受益者だけではなくて、将来的には地域の人たち全員を対象にして環境を守るという大きな組織にしていこうかなというような話もありました。今回「山形村みどりと環境を守る会」が来年度発足すると思うのですけれども、その辺のところでは、受益者だけではなくて、住民の方も交えて進めていくのかどうか、その辺をお聞きしたいなと思います。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 多面的機能支払団体さんは、今山形村に2団体ございまして、来年度の合併に向けて、今、協議を進めている最中でございます。

合併した後の団体さんでも、こうした住民への周知活動ですとか、環境保全についてですとか、先人のやってきたことを守っていこうという啓発活動みたいなものも、新たに取り組むということで今予定をしておりますので、そういったところで、もう少しだけ交付金を活用ができたらということで、交付申請の予定もしておりますので、大きな団体になってそうした目的が薄れてしまうということではなくて、大きくなることで、さらにそれを大事にして、村民に伝えていければということで準備しておりますので、お願いします。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員。

○9番（三澤一男君） この多面的機能支払制度、本当にこれは村全体で今度は取り組むということになりましたので、とにかく住民の皆さんとも一体となって進めていただければと思います。

4番目についての件でございますけれども、村の補助金の関係は、今現在のところは太陽光、それから、雨水だとかごみ減量の容器であるとかということはお聞きしておりますけれども、また今後、国なんか子どもを育てている家庭に対してそういったような補助金等もございますので、その辺のところは村も、村とは関係なく、国がやっている事業、県がやっている事業だということではなくて、村に住んでもらいたい、住みたいという人には、そういった制度もあるよということも広報していただければと思います。

大分時間もなくなってきましたのでまとめに入りたいと思いますけれども、これからいろいろな技術革新、それから、いろいろな発見等もございますので、2050年という30年ももう切ってくるわけですから、そういった意味では、私たちはその結果は分からないということもありますけれども、少しでも未来の子孫に私たちが努力したことが伝わるような、そんな山形村が存続するように努力していきたいと思っております。

先ほど来、何度もお聞きしておりますように、今後とも宣言をしていただいて、同時に一人ひとり取り組みやすいことから始めることを願って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（百瀬 章君） 三澤一男議員、よろしいですか。

以上で、三澤一男議員の質問は終了しました。

ここで、暫時休憩します。休憩。

（午後 1時38分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時40分）

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位7番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「『製品プラスチック』資源化回収のスタートに向けて」について質問してください。

大月民夫議員。

（8番 大月民夫君 登壇）

○8番（大月民夫君） 議席番号8番、大月民夫です。環境関連の質問がちょっと継続する形になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

本年4月に「プラスチック資源・循環促進法」が施行されたのを受けて、来春4月から松本市さんとともに、家庭ごみのうちの容器包装プラスチックごみと、これまでは可燃ごみに分類してきた製品プラスチックごみを資源物としてまとめて回収する方針が示されました。ゼロカーボンの推進に向け、焼却で排出される二酸化炭素を減らす効果を生み出すプラスチックごみの一括資源化回収は、県内でも先駆的な取組で敬意を表した

と思います。

平素より家庭ごみの分別にご協力をいただいております村民の皆さんに製品プラスチックごみの資源化回収スタートにあたり、その目的の共有化を図り、スムーズな一括回収への移行を目指した質問機会とさせていただきたいと思います。

それでは、具体的な質問事項に入ります。

初めに、プラスチックごみ一括回収に切り替える目的と、量的な目標値が設定されておられましたらお聞かせをお願いします。

続きまして、一括回収にあたり、収集品目名の呼称変更並びに収集サイクル・収集専用袋などの新たな方向性が確定しておりましたら、情報発信をお願いします。

次に、回収可能な「製品プラスチック」の判断基準ですが、具体的な品目事例、大きさの許容範囲、プラスチック以外の素材が組み合わさった製品の対応、汚れの度合いの判断等々の概要をはじめとする注意点をお聞かせ願います。

終わりに、住民生活に密接なごみ処理分別の新たな改定機会です。各世帯向けへの想定されております周知手法を伺います。並びに、住民の約3割を占めるといわれております連絡班未加入世帯向けへの周知に関する配慮も必要かと思われま。併せてご所見をお聞かせ願います。

以上、通告に基づきまして質問申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大月民夫議員のご質問にお答えをいたします。

「『製品プラスチック』資源化回収のスタートに向けて」のご質問であります。1番目の質問の「プラスチックごみの一括回収に切り替える目的と、量的な目標値の設定」についてであります。容器包装プラスチック以外のいわゆる「製品プラ」はこれまで焼却による処分を行ってまいりましたが、本年度新たに施行された法律に基づいて、分別回収し、資源化することで、ただ燃やしてしまうだけのごみを減らすとともに、焼却時に発生するCO₂の削減を図ることを大きな目的としております。

初めて実施する取組でありますので、実際に回収される量の見込みは立っておりませんが、容器包装プラの回収実績から統計的に推計し、およそ10から12トンをとまずの目標と想定しております。

2番目の質問の「一括回収にあたり、収集品目名の呼称変更・収集サイクル（回

数)・収集専用袋等の新たな方向性が確定しておりましたら情報発信を」についてありますが、まず、収集の方法から申し上げますと、毎月第2・第4火曜日に収集している容器包装プラスチックの袋に、基準に定められた製品プラスチックを一緒に入れていただきます。指定袋は、これまでどおり黄色の袋を使用する予定です。いずれもリサイクルされるプラスチックでありますので、本村ではこれらを総称して「資源プラスチック」という呼び方に変更する予定であります。

3番目のご質問の「回収可能な『製品プラスチック』の判断基準で、具体的な品目事例、大きさの許容範囲、プラスチック以外の素材が組み合わさった製品の対応、汚れの度合いの判断などなどの概要をはじめとする注意点」についてであります。黄色の指定袋に入れて各地区のステーションで回収するのは、材質がすべてプラスチックで、汚れがない、大きさが縦横30センチ以内のものであります。この基準から外れたものは松本クリーンセンターの設備では処理できませんので、くれぐれも厳守をいただきたいと思えます。

品目は多種多様ですが、例えば台所用品では食器類やタッパー、しゃもじや弁当箱など、日用雑貨品ではハンガーやヘアブラシ、洗面器などをイメージしていただきたいと思えます。

製品プラには大きさが30センチを超え、ステーションでは回収できないものがたくさんあります。この新たな取組の趣旨を踏まえて、30センチ以上の大型プラについては、ステーション回収とは別に回収し、専門の事業者処理を委託することを考えております。

汚れについては、食べ物の汚れや油汚れ、土や泥の汚れなどが考えられます。洗っても取れない汚れはそのまま結構ですが、表面に付着物がないように、ずくを出して、きれいに洗浄してから出していただきたいと思えます。

それから、金属やゴム、木質材など違う材質が混在する製品で、それらの取り外しができないものにつきましては対象外になりますので、これまでどおり可燃または破砕で出していただきたいと思えます。プラスチックにもポリエチレン、ポリプロピレンなど幾つかの種類がございますが、区別の仕方の詳細はこれからお知らせをいたします。

4番目のご質問の「各世帯向けへの周知の方法並びに連絡班未加入世帯への周知についての所見を」についてであります。基本的には村内の全世帯の方にお知らせすべき内容であります。従いまして、通常の文書配布のほか、広報紙やホームページ、

LINEなどの活用、有線テレビでの映像を使った説明、生涯学習カレンダーへの掲載などを予定しております。また、必要に応じてごみステーションに直接表示することも1つの手であると考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 詳細な数値も含め、丁寧な答弁をいただきました。さらにもう少し掘り下げた部分の再質問をさせていただきまして、村民の皆さんのご理解を一層深めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

恐縮ですが、再質問に入ります前に、一言、広い意味での環境問題の未来志向につきまして触れさせていただきますので、この部分はお聞き取りだけお願いできたらと思います。

直近の世界各国の主要メディアというのは、地球環境問題を人権問題か経済成長かの選択を問う、そんな捉え方にシフトされてきているようであります。

きっかけは、皆さんご承知のとおり、本年8月パキスタンでの温暖化の影響によると思われる例年より極めて増加した雪解け水と、記録的な大雨が重なり国土の3分の1が水没してしまい、多くの生命と財産を失った大災害が世界中を震撼させたことによると言われております。発展途上国に分類されますパキスタンとしての温室効果ガスの排出量は、世界全体の1%にも満たないと言われております。先進国といわれる国々の経済成長を優勢する取組姿勢が発展途上国の人権に今後どう向き合っていくかが問われている、そんな論調が世界メディアの大勢を占めているようになっていると思われます。

そんな中で、地球温暖化の抜本的な対策が依然として不透明な我が国は、残念ではありますが、環境問題への取組が後ろ向きな国と評価を受けているようであります。私ども個人個人にとりましては、たとえ小さな取組でも、ゼロカーボンにつながる具体的な行動に積極的に取り組み、その行動の輪を大きく広げていく、そんな努力が求められているような気がいたします。

それでは、再質問に入ります。プラスチックは日常生活の中で、軽量で、比較的安価で、非常に利便性が高く、重宝であります。いざ廃棄となりますと、劣化しても決して自然分解しない特性と、焼却処分すれば二酸化炭素を発生し、環境負荷に起因してしまう非常に厄介な廃棄物であります。

村民の皆さんの環境意識も大変高揚しており、過去には住宅の敷地内にドラム缶等

の焼却炉を設けたり、少し穴を掘ったりして、プラスチックごみを含めた家庭ごみを焼却処理しているご家庭も数多く見受けられましたが、昨今はほとんど見受けなくなりました。ごみの分別意識の浸透で、家庭ごみのうち、何が資源化が可能かという認識が十分行き渡ってきたのではないかなという判断をさせていただいておりますが、行政サイドとして、環境問題に関する住民意識の現況をどう捉えているか、本当にアバウトでいいのですけれども、その辺の認識をまずお聞かせいただきます。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 今、大月議員さんにいろいろとお話いただきましたように、この時代の大きな変化の中で、ここ20年、30年が主だと思いますけれども、それぞれの生活が大きく変わってきているということが1つあると思います。

私どもより上の世代の皆さんというのは、今おっしゃられたような生活が当たり前でありまして、庭先でもって物を燃やすだとか、いろいろな物を廃棄するみたいなことは当たり前だったのですが、今の若い人たちはそれすら違和感を感じているというか、もっと地球に優しい生活が当たり前になっているというのが現状だと思います。これからのそういった社会に向けて、行政は、あくまでもそういった部分を大きく前面に出して、そういう社会への切り替えを進めていくべきだろうと思います。

また、住民の方々の意識というのは、申し上げたように世代によってかなり大きな差があると思います。ちょっと前にも話題になりましたけれども、まだ残念ながら村内でも、いわゆる家庭廃棄物を野焼きするとか、そういったケースの苦情なども寄せられますし、かつての生活習慣が残っている、あるいは意識が残っているというところが見受けられる面が多々あります。

一方で、中年より若い皆さんは、これからの新しい社会に向けた新しい発想というものに非常に興味を示してくれると思うものですから、先ほど申し上げました、今度基本計画に載せるリサイクルの推進というものに関しては、新しい世代の協力だとか団結を見据えた中で設定したものでございますので、私どもとしてはそういった皆さんの協力を大いに期待をしているところでございます。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ありがとうございます。時代に即したというか、大分変わってきていると同時に、今までの蓄積というか、それが非常に大変かなということで、たまたま今日の一般紙の記事なのですけれども、ちょっとご紹介しますけれども、プラスチックごみの想像を絶する量と言われているのですけれども、海中への流出、そ

れから地中への埋没、あるいは野焼きなど、管理が不適切な現況の対策というのが、本当に世界全体で取組を強化していかないと、本当に地球環境が深刻な事態に陥るという警告記事が載っておりました。痛切に読みました。この対策というのは、プラスチックの使用削減、できるだけプラスチックを使わないような、そういう世の中の流れ、それと、これから議論します完全リサイクルの推進、これがメインになりそうだということで、そんなことを思いながら新聞を読ませてもらいました。

それでは、これ以降は製品プラスチックに特化した、それ以外のことは申しませんが、この件でもうちょっと深掘りの質問をさせていただきます。

現在の可燃ごみから製品プラスチックに回ると推計される物量、10トンから12トン、先般全協では14トンという数字も示されておりましたが、直近5年間、当村の可燃ごみの収集量、家庭用、事業系合わせると、5年間ほぼ同じなのですが、2,100トンから2,200トンの間。これに対する10トン、14トンというと、約7%ぐらい可燃ごみからこっちへ回るかなという推計ができます。

この今回の予定の量というのが多分こっちのほうだと思うのですが、容器包装リサイクルプラスチックというのは、この直近5年間、これもほとんど変わらないのですが、年間27トンから28トンで推移をずっとしております。この27トンから28トンの約半分近くは容器包装という形で合算される、そういう形の、現段階の推量という判断でよろしいでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） この数値につきましては、松塩地区広域施設組合の新施設の建設事業の中で、基本計画をつくる際に推計された部分を一部引用していることでもあります。先ほど申し上げましたように、ベースに現状の容器包装プラスチックの収集実績を基に推計とありますけれども、実はこれまで容器包装プラとして排出もされず、なかなか焼却もされなかったという、後で出てくる大型プラみたいなものというのたくさん実は家庭にはあると思うのですよね。そういったことの排出も含めておりますので、全くこの数字が可燃からプラスチックに移動するとはちょっと思われません。そういった意味も含めて、初めてやることですので、その数字がどう動くかということに関しては、まだ事細かに申し上げられない状態であります。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 分かりました。村民の皆さんがこの報道で一番知りたいのは、具体的にどういうものがよくて、どういうものが駄目かというような、その辺なので

すけれども、正直言ってこれは来年の4月からですので、松本市さんと同一の資料と
いうのですかね、そういったものをこれから研究されて、それを全戸にお配りになる
というような、そんな予定だと思しますので、またその辺はできるだけ早めに通達す
るような形の調整をお願いします。

収集の頻度についてのお話をさせていただいて、今後のことも含めてなのですけれ
ども、現状の第2火曜日並びに第4火曜日、月2回体制で望まれるという方向性をお
聞きしました。たしか、大分昔ですけれども、容器包装プラスチックのスタート時は、
私の記憶では月1回でスタートしたと思われます。もし間違ったらごめんなさい。その
後、村民要望とか回収の物量を判断して現状の月2回体制になったと記憶しておりま
す。

今回の製品プラスチックを加算した資源プラスチックの物量というのが、実践して
みないとももちろん不透明な部分はあるのですけれども、もしかしたらなのですけれ
ども、大分増えてしまって、各ご家庭で一定期間保管してまとめて出すという、そうい
う状況になるということも考えられますので、これは検討課題というか、お話だけ聞
いていただきたいのですが、現状の第2火曜日、第4火曜日の月2回体制というのは、
基本的には隔週という、いわゆる2週間に一度というサイクルが主流になるわけだ
すけれども、これは毎年ほぼ同じなのですけれども、年4回程度第5火曜日というの
が生じてしまいます。これはどうしようもない、間違いなくそういうことになるわけ
ですけれども、結果的にそのときだけ2週間ではなく3週間、21日空いてしまうとい
うことになります。

今後、これがスタートして、物量を見極めた上でなのですけれども、もしかなり村
民からもうちょっと頻繁にというような苦情が出るようでしたら、第5火曜日を収集
日に加算する、要するに年4回、そういう策もあるのではないかなということ。ま
だ先のことで恐縮ですけれども、所見だけお伺いします。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） なぜ第2、第4にしているかという、従来の容器包装プ
ラスチックとの一括回収であるということで、改めてサイクル的に特別なことをする
のではないのだよという意味で2回とさせていただきました。

申し上げているとおり、やってみないとどのぐらい出てくるかというのは分かりま
せんし、集める業者の、機械の部分ですとか、車両、あと人工の部分ということもあ
りますので、その辺のところは様子を見てということになるろうかと思ひます。

ただ、今、言ってみれば、山形村にとってごみを取り巻く環境だとか、ごみ処理あるいは廃棄物処理は大きな転換期に来ているかなという気がしています。このプラスチック関係だけでなく、ほかのものについてもリサイクルを目指していく動きをこれからスタートさせますが、そういった中でも経費がかさんでまいります。その経費をどういふふうにこなしていくかという、原則的には回収する回数の減、減らすことだと思うのです。これは、当然行政側もリードしますが、住民の皆さんにも大きく協力していただかないと実現していかないことだと思います。

ただ単にたくさん出るからとたくさん回数を増やすとか、困るからこういうふうにもっとしてくれという、当然そういうことはあるとは思いますが、一定の経費の中で事をなしていくには、そういったことも英断していかなければいけないかなと思っておりますので、今、議員、非常に建設的なご意見をいただきましたけれども、むしろ事を進めていくには、いろいろなところを整理をして、回数を減らしていく。ほかの品目もそうですけれども、それを来年度予算編成にあたっては今考えているところであります。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 気持ちも分かりますし、そういう一面も十分あろうかと思えます。ただ、循環型社会に協調してやろうという意識をそがないような、その辺の判断も必要かなと思えますけれども、またその辺はご検討願います。

続きまして、大きさ制限の話に入らせていただきます。先ほど格別の物という村長の答弁を頂戴しておりますけれども、スムーズな回収をするにあたって、また、今の施設の状況を見ても、その大きさ制限の設定というのは不可欠だということは十分理解できるのですけれども、しかしながらプラスチックの資源化への流れを加速するという意味では、30センチ以上、大きい物、例えば衣装ケースなどうちも結構あるのですけれども、ああいったものも出したいなど、そういう面もあります。

こんな話題で近場の仲間と話したときは、自分で何かズック袋でも入れて割って出せばいいと言っていた、そんな意見も出て、それは多分集荷が可能だと思うのですけれども、そういったことを村民の皆さんがあちこちでやってけがでもしたら大変ですし、そもそもあの袋に鋭利なものを入れるということ自体が非常に困難さもあるかなという思いもあったのですけれども。先ほどこれについては他の専門業者をとというご答弁をいただいたのですが、どんな構想を持たれているかお伺いします。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 基本的に黄色い袋に入れるものは、長辺で、長いほうの辺で30センチということですから、そうして言えば縦横30センチ以内のものということになります。

これからまた12月末ぐらいに、具体的に小型のプラは何だとか、大型のプラは何だというようなものを写真つきで例示したものを皆さんに配布しようと思っています。それが一番分かりやすいだろうと思います。それはあくまでも例示であります。

基本的には、松本市が昨年度行った実証実験を基に今回取組が始まっていくものですから、そういったところでの経験をベースに進めさせていただきます。ですので、大方は松本市のやり方に沿った形でやらせていただきます。松本市も同じように大型プラは大きな問題ですので、これも回収すると。

ただ、松本市の回収体制とうちの回収体制と違いますし、大型プラをステーションで例えば回収するとなったときに、それは非常にステーションを混乱させてしまうことにもなりますし、あるいは、常会の役員さんが大変なことになるということもありますので、山形村は、まず始まりとして、小型家電のような形で皆さんに持ってきていただくという拠点回収の形を取りたいと思います。ただ、それがどうなるか、うまくいくかどうかは、全くやってみなければ分かりません。

今、そういった意味では、松本市さんと同じルートでもって業者さんに出すようなことを進めていこうと思っていますけれども、そういった業者さんと話をさせていただく中で、大きいプラスチックは当然大きい機械で処理するものですから、クリーンセンターの設備とは全然比べものにならない処理方法になります。

その中で、やり方としては、大型プラの原型は極力残してくれと、要するに潰さないでくれという。潰すにしても、元が何だったか分かるぐらいのものにしてくれと。それは、大きい機械に入れる前に再分別するからだ。これはこういう材質だ、あれはこういう材質だということはプロが見れば分かることなので、それを分別するために原型はなるべく残してくれということで、今お話をさせていただいています。

ということは、こういう大きなコンテナでもって、重機でガンガンとやって細かくすればたくさんかさ稼げますが、そうでない方法を取るということになると、ここへ持ってきて、大きくシートの上に広げて、それを積み上げてみたい大きな話になってしまいますが、それをやっていかないとこれからの社会、山形村は立ち遅れていくのだらうということで、今そんな覚悟で予算を編成しようと思っています。

いずれにしても、手間もそうですし、皆さんのご協力も欠かせないものになります

ので、基本的には、ペースはあれですけれども、2か月に1回くらい。ただし、何日もできませんので、特にいろいろな方が出せるように、休日の実施を目途として、2か月に1回くらいそういう拠点回収をやってみて、それがうまくいくのかいかないのか、検証しながら、また次に進めてまいりたいとは思っております。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ありがとうございます。その拠点回収、非常にありがたいことだと思いますけれども、それは要するに、新年度、この回収が始まる1年目からそれを頻度はともかく始めるということによろしいでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 申しあげましたように、松本市と足並みをそろえるためにはそういうふうにしていかなければいけないと思いますので、いろいろ皆さんにご不便だとか不都合をかけることもあるかと思っておりますけれども、やり方については、初年度の状況を見ながら改めてまたお願いすることも出てくるかもしれませんが、まずはそんな形で考えています。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 分かりました。

それでは次に、汚れと複合品についての件に触れさせていただきます。これに関しては、本当に村民の皆さんのしっかりと理解とご協力が必須条件かと思っております。というのは、30センチ以内のこういったものも、あの袋に入れて、容器包装もありますから、ごちゃ混ぜになっていますから、製品プラスチックの外観というのが外から見えないですよ。見えづらいです。汚れなども正直言って、収集業者の人がいちいち開けて見るということは絶対不可能だと思いますし、そういった意味で、スタートにあたってその辺の村民協力をしっかりと明記していただきたいと思っておりますけれども。

収集業者の人が収集のときにもしかして、ただ、あの不透明な袋だから中身が見えないと思うのですけれども、もし分かったときは、ほかの分別、不十分というような形の何か表示で置いていくか。置いておく場合は、何で置いていかれたかというのは明記が非常に難しいと思うのですけれども、その辺の対応をもし今から考えられていたら教えていただけますか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 明らかに収集対象物と違う物が混ざっていれば、それはたとえ1個でも2個でも回収はされない可能性が大きいと思っております。

汚れにつきましては、程度を示すというのは非常に難しく、程度を示すと、かえって人の取り方で曖昧になってしまうというケースもあるのですけれども、そんなに厳密に汚れを落とせということとは言わないという、基本的にはそういう予定になっています。

ただ、油污れだとか食べ物汚れもそうですけれども、ぎとぎと、べたべたというのは当然困りますし、機械を壊してしまうような物がついているような物でも困ります。さっき言ったように、食べ物、油、土が主な汚れの要素になるかとは思いますが、これを水で洗い流してもらったときに、軽く水で洗い流したときに、表面上、ペーパースト上のものとか、固形物が残らないような汚れの落とし方というのを原則的に、これは松本市でも同じような指導をしているところであります。

今度、今まで雨がっぱとか、浮き袋、浮き輪とか、あぁいったものも一緒に入れてもらってもいいのですよね。要するに、固形でなくても、30センチ以内ぐらいに切断してもらって混ぜていただくということもできるので、余計中が分かりづらくなるということもあります。

ただ、最初から完璧にというわけにはいかないということは十分分かっていますので、住民の皆さんの混乱もあるでしょうし、その辺の勘違いとか認識の違いみたいなものもあると思うので、そういったことも想定しながらですが、過日、皆さんにもクリーンセンターの処理現場を見てもらったかと思いますが、集まってきたものを狭いスペースで、ベルトコンベアーの上にある物を全部手作業で仕分けをするのです。

その人数を少々増やすですとか、そういった工夫もしながら、いかに入ってきて最終的には手作業になるということですから、最終的な分別はそこでされるのだろうと。そこでリサイクルに回せるもの、回せないものの判断はされると思いますが、そこで山形はちょっと適当ではないものが多いよとか、そういう今後の検証になっていくと思いますので、まずはやってみて、それを吟味しながらということになろうかと思っておりますので、その辺のところは最初から100点、120点というふうにはなかなかできないと、それは認識をしております。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 分かりました。それでは、周知の関係で、2点について質問させていただきます。これで締めくくりとします。

まず1点、現状、多分5年前の2017年に各ご家庭に配布されましたごみの分別辞典です。多分これは2017年が最終版だったと思うのですけれども、今回この製

品プラスチックの関係で大分そごが出てくるのですけれども、これの新版というか、これをつくる予定というのは今あるかどうかだけ。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） おっしゃられるとおり、先ほど申し上げましたが、大きく中身を変えなければいけないこのタイミングなものですから、ごみ分別辞典に関しては、今年度の末には作成を完了させるようなことで、今般、皆さんにご審議いただくように準備をしているところです。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 今回の一般質問をやるにあたって、中身を見て、今まで全く気がつかなかったのですけれども、最終ページに資源化できるものは資源化で協力をしてくださいというページがあるのですけれども、そこになから今紙だ鉄だいろいろ入っているのですけれども、瓶だけ全く書いていないのですよね。何で瓶が入っていないのかなという思いもあって、これをみんな見てやっているわけではないと思うのですけれども、この間、割れた瓶のときに、割れてない瓶があったなんていう、そんな記事も出ていたものですから、回収の際には、もし資源化のページをつくるのなら、瓶もしっかり掲載しておいていただきたい。これは要望だけしておきます。

最後に、連絡班未加入世帯さん向けにも、ちゃんと情報をお届けしたいという意味で、いろいろな手段があるということをお伺いしておりますけれども、生涯学習カレンダー、これももちろんこの部分を変えようと思うのですけれども、今、生涯学習カレンダーについて、連絡班未加入世帯の皆さんへの配布方法をいま一度教えてくださいいただけますか。

○議長（百瀬 章君） 小林教育次長。

○教育次長（小林好子君） 生涯学習カレンダーの配布方法につきましては、未加入世帯の皆様には、おはがきをお出しして、トレーニングセンターもしくは住民課の窓口等々で交換させていただくという形を取っております。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） これは恐縮ですけれども、全く通告していないもので、回答が無理なら結構ですけれども、連絡班未加入世帯の皆さんの、どのくらいの比率、半分くらいは来ているよ、もっと来ているよとか、その辺の情報がもしご回答できれば、できなければ結構です。通告していないものですから。印象だけでももし教えていただければ。

○議長（百瀬 章君） 小林教育次長。

○教育次長（小林好子君） およそ半分以上はお越しになっていると思います。

また、1軒で2冊というおうちもありますので、そういう方も有償でお越しになっている部分もございます。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ありがとうございます。通告なしの質問で申し訳ございません。

この生涯学習カレンダーというのは、山形に居住する方にとっては非常に貴重な資料という形で、かなりの世帯には私は行き渡っていると思います。今回というか、来年お渡しするときに、添え書きでごみの分別の部分、今度、容器包装プラスチックから資源プラスチックに変わったという内容をよく見てくださいという添付文書をつけていただきたいと思うのですけれども、その辺もご検討いただけますか。

○議長（百瀬 章君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 生涯学習カレンダーの掲載のことを先ほど触れましたけれども、既に生涯学習カレンダーの終わりの3ページが今ごみの関係になっているのですけれども、今その分についてのレイアウトデザインの作成をしております。

これまでと大きく変えて、これまでのものをかなり圧縮した上で、容器包装プラに関して、それから今後変更を加えなければいけないことに関して大きく、最後のページで写真入りにできればという形でもって、先行してそのレイアウトのデザインを今考案しているところであります。

生涯学習カレンダーの教育委員会の担当者とも話をして、先ほど申し上げたごみ分別辞典も、学習カレンダーと同じような方法で、一緒に手元に届けられればなと思っています。手間は大変になりますけれども、それぞれの家庭が持つべきものだと思いますので、そのようなことを考えております。

○議長（百瀬 章君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ありがとうございます。いろいろとまたお骨折りをいただきますけれども、よろしく願いをいたします。

それでは、まとめということで、締めくくりに総括的な発言をお許ししたいと思います。後ほどご所見をもしお伺いできればお伺いして終了させていただきますので、お願いいたします。

F I F Aワールドカップサッカーは、本当に日本中に数多くのすばらしい感動を与

えてくれました。昨日はちょっと睡眠時間を十分取れなかった方が若干はいらっしゃるかなと思いますけれども、感動は、試合結果はもとよりですが、試合後のロッカールームを感謝を込めて毎回きれいに片づけていく日本選手団をワールドカップのシンボルの1つですと報じられております。

また、さらには今や恒例となっておりますという形で評価を受けている日本人観客のごみ拾い行動は脚光を浴びて、他の国の観客も日本のようにごみ拾いを始める、そんな動きが出始めたと世界の主要メディアが大体的に報じていることに接して、何か誇らしい、すがすがしい喜びを数多くの国民が味わっているのではないかなと思われま

す。

本日は製品プラスチックの資源化回収のスタートを控え、環境問題に絞ってお伺いをしてまいりました。山形村民が誇れる、恵みの大地の環境整備に循環型社会の推進による、なお一層磨きをかけるリーダーシップ、これを再度お願いを申し上げまして、総括をさせていただきます。ご所見をお伺いできましたらお願いして終わりにします。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 環境問題、今日活発にご議論していただきました。山形村の魅力の1つというのは、美しい自然豊かなということで、そんな形容詞がついているわけでございますけれども、自然をどう守るかというそういった問題、それには地域の皆さんの地域力を出していただいて、こういった自然を後世へ渡していくと、それが今を生きる私たちの使命の1つでもあります。

議員ご指摘のとおり、地域のまとまりと申しますか、コミュニティーも今までのようにはいかない時代になっております。新しい何かを創造していかなければいけない、そんなことも感じております。

先ほど150周年のことを申し上げましたけれども、もう一度ギアを入れ替える、そんなことが必要になってくると感じております。また、それぞれの立場でご協力をいただきたいと思

○議長（百瀬 章君） よろしいですか。

以上で、大月民夫議員の質問は終了しました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 2時20分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 2時22分）

◇ 小 出 敏 裕 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位8番、小出敏裕議員の質問を行います。

小出敏裕議員、質問事項1「遊休農地解消対策とその活用は」について質問してください。

小出敏裕議員。

（1番 小出敏裕君 登壇）

○1番（小出敏裕君） 議席番号1番、小出敏裕でございます。よろしくお願いたします。

本日は「遊休農地解消対策とその活用は」として質問いたします。

令和2年「農地利用状況調査」によりますと、全国の遊休農地が9万6,824ヘクタール、長野県においては4,964ヘクタールとなっております。

遊休農地が増える原因としては様々なことが考えられます。遊休農地増加による弊害も多く考えられています。例えば、私が移住した頃、平成4年なのですが、あまり見られなかったようなバラモンギク・コシロノセンダングサ・トゲチシャ・ノボロギク・アレチウリなどの繁茂もその類いと考えます。

第6次山形村総合計画アンケートの農林業分野に、荒廃地・休耕地が増え、有効活用ができていないとの回答がありました。それに対する担当課の展望によれば、荒廃地の「新たな活用方法を探る」と、そのように書かれております。また、第6次山形村総合計画産業振興分野の農地保全の主な事業欄には、遊休荒廃農地対策との記載があります。

遊休農地の解消は、農村環境地域である山形村においては、生物多様性の豊かな環境を保全しSDGsの目標15「陸の豊かさを守ろう」にもつながります。また、遊休農地の活用による雇用の創出、これは、SDGsの目標9「働きがいも経済成長も」をはじめとして、多くの持続可能な目標とも密接に関わるものであります。

村も様々な施策の事業を行ってきましたが、目標達成には道半ばに感じます。そこで、遊休農地解消の対策や遊休農地活用について質問いたします。

1番、遊休農地の現状をお示してください。

2番、遊休農地解消への課題をお示してください。

3番、遊休農地解消に向けた対策をお示してください。

4番、多くの自治体が遊休農地を活用した6次産業を実践あるいは模索をしておりますが、山形村で導入する考えはありますでしょうか。

5番、遊休農地の活用により、障がい者・生活困窮者・高齢者などが就労や社会参画を通して居場所を確保し、地域共生社会を実現する農福連携についてのご所見を伺います。

以上、通告に基づいて質問いたします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小出敏裕議員のご質問にお答えをいたします。「遊休農地解消対策とその活用は」のご質問にお答えいたします。

最初のご質問であります、「遊休農地の現状」についてであります。直近のデータが令和3年度の数値になっておりますが、山形村の遊休荒廃農地は、全農地約800ヘクタールのうち、およそ11ヘクタールとなっておりますが、その多くが山際や集落内の条件不利地域あるいは南部の転作が難しい湿田地帯に散見される状態であり、村の東半分から北部（大池原、東原、竹田原）にかけての農地帯では、荒廃地はあまり見られない状況であります。

2番目のご質問の「遊休農地解消への課題」についてであります、耕作放棄地、遊休荒廃農地に関する問題は、全国の自治体が抱えている共通の課題であります。先ほども説明いたしました、その多くが山際や集落内の条件不利地域あるいは転作等での活用が難しい地帯であるため、よい農作物を作ることが難しい場所であります。本村でも2つの農業法人が高齢化などによって耕作できなくなった農地を借り入れて大きな面積の経営を行っていただいておりますが、なかなか条件が悪い農地は耕作者が見つからないのが課題であります。

3番目の質問の「遊休農地解消に向けた対策」についてであります、現在、2名の地域おこし協力隊が遊休農地解消に向けて農業研修をしております。既に1名の隊員は、遊休荒廃農地を利用して野菜づくりを始めております。

また、村の農業委員会では、農閑期の1月・2月の夜間窓口開設に合わせて、「農地・農業なんでも相談会」を行っており、こちらでも遊休荒廃農地のマッチングを行

っております。遊休地の態様は狭い山形村でも地域や地理的な条件によって大きく異なり、その解消は容易ではありません。今後につきましては、まずは優良農地帯に荒廃地を発生させないことが大切であると考えております。

4番目のご質問の「多くの自治体で遊休農地を活用した第6次産業が実践あるいは模索されていますが、山形村で導入する考えはあるか」であります。現在のところ村が主導して導入する予定はありませんが、こうした取組に興味を示して手を挙げる事業者がいる場合は、関係機関と連携をしていきたいと思っております。今後の新しい農地の活用手段として、全国の好事例を参考にしていきたいと思っております。

5番目のご質問の「遊休農地の活用により、障がい者・生活困窮者・高齢者などが就労や社会参画を通して居場所を確保し、地域共生社会を実現する農福連携についての所見を伺います」であります。 「農福連携事業」は民間企業や社会福祉法人などが主体となって行う事業に国から交付金が助成される仕組みで、行政は地域協議会等の構成員として関わっていくものだと認識をしています。この取組を有意義なものにしていくには、事業者の熱意も必要であります。地域を巻き込んだ長期的なビジョンも必要だと考えております。

障がいをお持ちの方や生活困窮者の新たな居場所として、長く機能し、将来の遊休荒廃農地解消につながっていければ大変よい取組になると思っております。この地域でこうした取組のニーズがどれだけあるのかを見極めることが必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ご答弁ありがとうございました。

それでは最初に、遊休農地が、今11ヘクタールあると、それで、山際等の耕作に適さないところが多いと、そういう答弁をいただいたのです。農地法によりますと、遊休農地というのは、現在、そして将来にわたって耕作の見込みがない農地と、そういうふうに定義されているわけなのですけれども、その中で、1号遊休農地、2号遊休農地というのがございます。山形村の中ではどの程度の割合であるのか教えていただけますか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 詳しくお調べしていないものですから申し上げられないのですけれども、全く何も耕作ができない農地の割合は少ないと思われまして。

荒れている農地ということで村で定義をしているものが、3年、4年くらい放置が

されていて、木ですとか草が非常に生い茂ってしまっている農地という、手がつけられないような農地というものの割合のほうがまだ少ない状態でありまして、まだ耕作、ロータリーをかけたりですとか、深い根を取ってまた再耕作ができる、復活ができる農地のほうがまだ割合としては多いということ。

また田んぼと畑の割合といたしまして、田んぼのほうが割合的には多いわけです。先ほども答弁ありましたけれども、転作に向かない湿地田が非常に南部には多くて、そういったところで放置といいますか、荒れている田んぼが多いという状況でありますので、割合的にはそういうことになっています。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 今の答弁の中で伺いたいのですが、1号の遊休農地というのは今後とも耕作されることがないと私は理解しているのですが、それでよろしいですか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 勉強不足で申し訳ないのですが、そういった区分があるということでまたお調べをしたいと思うのですが、議員がおっしゃるとおり、1号ということであれば非常に少ない部類の、耕作に適さない農地については、それほど割合的には少ないということによいと思います。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 長野県のデータなのではございますけれども、2号の遊休農地のほうがはるかに少ないのですよ。1号の遊休農地、これから耕作しないところのほうがはるかに多いと。そうすると、恐らく山形村もそうだと思います。

細かいことを伺って大変恐縮なのですが、山形村のまち・ひと・しごと創生総合戦略というのがございますね。その中の効果検証シートというのがございまして、そこを見ますと、「遊休農地」とは出ていなくて、「遊休荒廃農地」と、言葉尻を言っただけで申し訳ないのですが、「荒廃農地」もそこに含んでいるのかどうか教えていただけますか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 含まれているということによいと思います。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） そうしますと、先ほど言いましたけれども、何も耕作しない1号農地が多いとなってくると、それが将来的には荒廃農地がどんどん増えてくると、そういう解釈を私はするわけですね。

そうすると、今のうちに1号農地、つまり遊休農地の解消をしておかないと、荒廃農地が、つまり遊休荒廃農地、それがどんどんどんどん増えていくというふうになってしまいますので、ぜひともそういうところは解消を進めていただきたいと、そのように思うわけです。

2番目の質問の中で、先ほど村長は山合いのところとか湿地の条件で非常に耕作に適さないと、そういうところがあると、それが解消の課題だということ、確かにそうだと思うのです。その前に、私、村長と違う意見というわけではないのですが、遊休農地ができてしまうという、その現実についてちょっとお話しさせていただきたいのですけれども。

まず、高齢化というのがございます。農林業センサス、長野県のこのデータによりますと、基幹的農業従事者の高齢化率、これを65歳としたときに、これは平成27年も令和2年も60%なのです。ところが、従業者数で比べると、約100人ぐらい減っていると、つまり後継者がいなくなっているということだと、このデータから思うのです。つまり、担い手が不足するということが、まず1つ考えられると。それを先ほど村長がおっしゃったように、山間部の辺り、山際の辺り、そういうところの農地、これが自然条件が悪い、そういうところが農地としては活用しにくいから増えていくと、そういうふうな感じです。

その結果として何が起こるかといいますと、土地に問題が出れば、自然災害が誘発されるおそれがまず1つあるということと、それから、そこに雑草がたくさん生えます。そうすると、それに対する被害というのもありますし、先ほどから幾つかの議員さんが質問しているのですが、プラスチックによる環境への悪影響、不法投棄なども、それが勘案されるわけです。

遊休農地の管理というのは、これは第2回の定例会の小林議員の質問に、村長が、基本的に所有者が管理するのがいいのだと。ところが、所有者がいない場合、その場合はどうすればいいのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、議員のご質問にございました、山形村の今の遊休農地を見ますと、形のいい畑については借りてくれる方がいるというのが実態でありますし、荒廃農地になっていく可能性はそんなにはないというのが現状であります。

私も、以前、NPO法人で定年就農の会というのに入っておりましたので、そのときに、会の理念というのが、形の悪かったり、遊休荒廃農地になりそうなところで、

プロの農家の皆さんが作らない場所、形の悪い場所を定年になった皆さんが、自給200円、300円で耕作をするということをやっておりました。それはどういうことかという、「野良仕事」という言葉がありますが、「野を良くする」と書いて「野良仕事」と読むということですので、それは1つの地域活動でありますし、自分たちの生きがい活動でもあるという、そういったことで、15人ぐらいの仲間で行っていましたが、今でも6、7人でやっているという現状であります。

それはどういった場所かという、専業農家がやらない台形の畑であったり、面積が小さい畑、そういったところが必ず空いています。それは生産性ということを考えますと、ボランティアだったり、慈善事業ではないと成り立たないというところがあります。全国の農業も今そういう状態だと思いますけれども、過疎の村の小さい田んぼなどですと、統計によりますと、水田ですと1日の時給は100円から300円というのが当たり前のようであります。そこで生活をするということは不可能だというのが、日本の農業の実情だと思います。

そういうこともありますので、農家の皆さんはしっかり稼ぐ農業をしていただくというのが産業としての農業だと思いますし、それ以外の余った農地は、そういった地域の皆さんの生きがい対策であったり、何かそういったところに期待をするということしかやりようがないというのが現状だと思います。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 村長、ありがとうございます。大変に参考に。

私、農業に携わったことがないので、時々というか、大幅に違っているようなことを申し上げるかもしれませんが、お許してください。

先ほどの中で、所有者がいなくて管理できない様々な状態がありますけれども、そこから辺を何とかしていきたいと、そういうふうに私は思うわけで、そのためにも、4番目、5番目の質問の中にその答えを盛り出そうと思って、今回伺った次第でございます。

3番目の質問なのですが、遊休農地の解消に向けた対策ということで幾つか示していただきました。まず私は、遊休荒廃農地の解消対策事業というのが村でもありますけれども、それについて伺いたいと思うのです。

確かにこの対策というのは、非常に有効だとは思いますが、でも、即効性ということになるとちょっと疑問が湧いてきますので、実際に利用率といいますか、利用されて

いる方というのはどの程度いらっしゃるのか、おおよその概算で結構ですので、教えてください。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 遊休荒廃農地対策改善事業の補助制度、この件につきましてですが、利用者の方、申請者につきましては、令和元年に1件ございました。2年、3年につきましてはございません。今年度も、今現在は申請がない状況でございます。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） そうすると、ほとんどないということでございますよね。

県が遊休農地の活用総合対策事業、国に至っては遊休農地の解消緊急対策事業というのを今実際にやっているわけなのですね。これも村の中で何か活用していくとか、そういう考えはございますか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） ご提言ありがとうございます。国の事業も、まず予算化も必要になってきますし、審査も必要にはなってくるかと思えます。山形村にこういった事業がうまくマッチすれば今後も取り入れていくことは検討していきますけれども、今のところ、今年度中はそういった事業を取り入れるといった予定はないという状況であります。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ちょっと検討していただいて、駄目だったら駄目で。というのは、私、国の遊休農地解消緊急対策事業というのをすごく疑問に思っているのです。

というのは、まずこれ実施主体が違うということですよね。自治体だとか、そういう公社みたいなものが主体になって計画を立てるのですよね。それで、実際に実行すると、計画をつくるのが、そこの部分が分かれてしまっているのです。そこら辺でどういうふうにしていけばいいか。簡単にすっといけばいいのですけれども、なかなかすっといくような事業ではないような気がしますので、それも含めた上でご検討いただければと思います。

次に、地域おこし協力隊の方たちの活動について伺いたいのですね。フェイスブックに地域おこし協力隊の方たちがいろいろなものを載せていただいています。その中で、実際に今検討しているものを見ますと、非常に暑いときに草むしりをして、それでポリ農で被覆して、それを剥がして検討する、これ非常に頭が下がるわけなのです。

そういう計画というのは、地域おこし協力隊の方だけが、こういうふうにして、こういうふうにしていくというふうに検討するのか、それとも、そのときに村の中でもその話合いがあって、今回はこうしようと、そういうことをしているのかどうか伺いたいのですが。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 地域おこし協力隊の皆さん、今、2名の方が活動しておりますが、それぞれこの遊休荒廃農地関係については、自分のテーマとして受けていただいて、考えていただいているというところであります。

議員がおっしゃる、マルチを引いて、下に生えてくる草を肥料化するというような取組についても、やる前には、こちらの打合せですとか、ミーティングや何かではこういうことをやるよということの情報共有はしております。ただ、それをうまくいったからということで、すぐに何か発表するですとか、そういったことはまだ全然してなくて、最長3年間という活動期間の中で、自分なりに取り組んで解消できる方法というものをそれぞれが探ってやってもらっているということで認識をしております。

情報共有のほうは、その都度させてもらっております。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ありがとうございます。地域おこし協力隊の方たちと協力して、よりよい解決策が見つければいいかなと、そのように思います。そのためには、村の方たちも、情報というか、こういう方法がいいのではないかという、そういうアドバイスをサゼスチョンしていただければもっとよくなると考えます。

次に、6次産業という、これ基本的に6次産業というのは村がやるということではないのですが、ただそこに至るときに、協力する、つまり何かの支援をする、そういうことはできるような気がします。

農業というのは村の基幹産業でございますので、しかも豊かな自然を持っているこの村において、6次産業を通して何か外からのお客さんを招くと。そうしますと、農業と観光がコラボしたような村づくりができるのではないかとこの質問をさせていただいたのですが、つまり、持続可能な産業と観光のマッチング、それを目指してはどうかと、そう思いますけれども、何かお考えはございますか。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 6次産業の話でありますけれども、最近の話では、例えばスカイランドきよみずで、高齢化のためにりんご畑を作れなくなってしまったと、そうい

ったところだとか、ブルーベリー園で耕作者が高齢化のためにブルーベリーの栽培ができないと、そういったような情報がありますので、そういったことを株式会社ドリームホテルのほうへお伝えをして、こういう場所がありますけれどもどうですかというような紹介をしております。

株式会社ドリームホテルのほうとしても、宿泊業をやりながら、お菓子も作っておりますし、いろいろな面で、農業の1次産業のほうも、機会があって、チャンスがあれば進出したいと、そういった動きはあります。

また、農家のほうから、1次産業の方がもしやるような話があった場合には、またそんなことも紹介していきたいと思っておりますし。例えば、もっとあれですと、山形村の農地を買って、そこで農作物の栽培をしながら、加工もして、販売もするような、そういったプラン、そういった計画があるけれどもどうだというような紹介もあったことございます。まだ、なかなか具体的にはなっていないのですけれども、これから企業によってはそういった動きも出てくることも考えられると思っております。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 細かくありがとうございました。確かにそのとおりだと思うのですよ。

6次産業としましても、典型的なものがあります。それから、例えば1次産業、3次産業を合わせて、今、滞在型農業体験をやって、そこで実際に採れた物を何か自分たちで加工してもらおうと、そういうのも考えられるわけなのですけれども、それでも加工施設の整備等で村には支援を頂戴しないと駄目かなと、まず考えております。

それと、先ほど村長が遊休農地は作付面積が小さいのだよという話だったのですけれども、6次産業、これを使いますと、例えば蓼藍です。これは染め物の藍に使うのですけれども、その葉っぱをやるのですけれども、蓼藍は土地、つまり土質をあまり選ばないのですね。だから、結構痩せた土地、追肥とか必要なのですけれども、栽培可能ですし、これ大体2回採って、それを乾かして、藍染めに使ってくると。そうすると、例えば冬に何も無いときに、それを使って藍染めをすると、つまり農業ができないときにそれをする。

これは、この5番目でも質問しましたけれども、農福連携の中で非常に有効な方法ではないかと、そのように私は考えますので、そのような狭いところでもできるようなものを少しずつ、少しずつ考えていくというのも大事なかなと思います。そうすることによって、地域の活性化が図れると。そうすると、冒頭で述べましたように、SD

G_sの15番の目標にも達するような、そういう気がいたします。

ただし、ここに問題がありまして、6次産業は専用知識だとかノウハウが非常にありますけれども、そこで施設整備事業補助金等もありますので、それを活用して何とかできればいいかなと思ひまして、そうしたときに、村でも何かしらの支援をしていただきたいと、そのように考えます。それについていかがでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 村も何らかの支援ということでもあります。今、2法人さんありますけれども、片方の法人さんは、村も、補助金を出してはいないのでけれども、国の補助金を取り入れて整備をしたと認識をしておりますので、そういった部分での事務的な手続ですとか、少し事業者さんが大変な部分について、関係機関と村も連携をした取組ということがもし希望される事業者さん、企業さんがいらっしゃるということであれば、協力していきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） ぜひとも、村としてよくなる方策というのは幾らでもあると思うのですよ。実際に村がやらなくても、先ほど課長が言われたように、外からの企業さん、そういうものとの連携、コラボレーションをして、それで村の発展につなげて、最終的には村が活性化されると、そういうふうになればいいと思います。

最後の質問の農福連携、これ村長おっしゃいましたけれども、村が主体になってはできない、それは当たり前のことでございます、これについては。例えば、個人がやろうとなってくると、それは無理というか、非常に困難なのです。そうすると、社会福祉協議会等のものが必要、そういうふうになります。

先ほどの第6次産業の中で、担い手が恐らく足りなくなります。そのときに、6次産業と農福連携が一緒になると、そうすると、その担い手の部分の解消にもなってくると、そういうふうには私は考えます。

つまり、農福連携の農の向こうには何があるかということ、農業と6次産業があるのです。それで、福のこちら側には何があるかといったら、障がい者ですとか、生活困窮者ですとか、高齢者、働きたくても働けないような人たちがいるわけです。それをうまく両方合わせた形での農福連携を実際に活用して、さらに積極的にこの制度を支援していただきたいと。それによって、共生社会の未来が見えてくるのかなと、そういう思いがありますので、これはぜひとも検討いただきたいと、そのように思います。

さらに、農福連携の中でも交付金があります。農福連携の支援の交付金等、それから連携設備の交付金、こういうものがありますので、それをうまく活用して行って、そういう相談があったら何とかこういうこともあるのだよということをやっていたきたいなど、そのように思う次第でございます。

いずれにしても、検討いただいて、共生社会の実現を目指そうと、そういうふうに思っています。

まとめに入りますけれども、遊休農地の解消というのは、所有者の高齢化、様々な問題が山積していると。これは簡単には解決できない問題です。しかし、手をこまねいてずっと見ているわけにもいかない、そういうのがありますので、遊休農地の問題点、これを1つ1つ検討して、解決していく。それで、さらにその先にある活用を目指す。

例えば、解消や活用に向けた協議会をつくってもらって、早急に取り組むべき問題だと考えております。その上で、農福連携や6次産業、これが柱になって、農地の解消、それから活用に動き出してほしいと、そのように要望して、質問を終わります。

○議長（百瀬 章君） 小出敏裕議員、よろしいですか。

以上で、小出敏裕議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。議場の時計で15分まで休憩。

（午後 3時00分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 3時14分）

◇ 新居 禎 三 君

○議長（百瀬 章君） 質問順位9番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三員、質問事項1「森林整備について」質問してください。

新居禎三議員。

（12番 新居禎三君 登壇）

○12番（新居禎三君） 議席番号12番、新居禎三です。今日は、2つの項目について質問いたします。

最初に「森林整備について」質問をいたします。

森林の有するCO₂削減効果など、公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、その整備及び促進に関する施策の財源に充てるために、次、字を間違えました、環境贈与ではなくて譲与税が当村にも交付されています。また、県では再造林の加速化や担い手確保などの施策を実施するために、森林づくり県民税も継続されます。2024年以降は森林環境税として個人住民税に1人当たり年間1,000円を上乗せ徴収して、それを財源として各市町村に配布される予定であります。

そこで、お伺いいたします。

現在、当村では交付された税は主に松くい虫被害木の対策に使われていますが、今後、森林環境税も交付され、森林整備の対策としてどのようなプランを立てて用途をお考えでしょうか。

2番目としまして、現在、森林環境譲与税は、人口林面積・人口・林業就業者数などに応じて配分されていますが、幾らか変更されるように報道等に出っていますが、人口の多い都市部では用途があまりなく、多くが基金として積まれています。そこで、県内町村の一部では、都市部の市と連携し、都市部に交付された税を活用して、森林公園の整備などを行っています。これにより、都市部もCO₂排出削減をしたと承認を受けています。当村においても、このような施策を研究、検討はされているでしょうか。

以上、通告による質問です。ご答弁、よろしく申し上げます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 新居禎三議員のご質問にお答えをいたします。

「森林整備について」のご質問であります。最初のご質問の「森林環境譲与税を活用した森林整備対策としてどんなプランを立てて用途を考えているか」についてありますが、これまでと同様に、松くい虫被害対策に充当したいと思えます。松くい虫の被害が減少化してくれば、森林経営管理制度の推進にも活用していきたいと考えております。

2番目のご質問の「都市部に交付された森林環境譲与税を農村部に活用してもらうための連携方法を研究検討しているか」についてであります。当村では、松くい虫被害対策など自治体内の課題が多く、今のところそのような取組は考えておりません。

が、今後検討はしたいと考えております。国では、森林環境譲与税を活用した都市部と山村部との自治体間連携を促進するよう考えているところであり、県内でも木曽地域等で事例がございます。連携先が見つからないという自治体もあるため、自治体同士の橋渡しを視野に、先般取組状況のアンケート調査を行いました。公開可能とした自治体の情報が示されれば、今後、いろいろな事例が増えてくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 最初の部分ですが、当面は松くい虫被害木の対策に使用するということなのですが、先ほど来、他の議員の質問にもありまして、答弁がダブるのですが、私有林内の松くい被害木に対して当然所有者の同意といいますか、部分が必要になってくると思えますが、松くい対策以外の山林整備に関してですが、私有地の山林、所有者のそういう意向について、どのような形で調査をされていますか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） お答えいたします。

1つ目の質問のところで答弁がございました、森林経営管理制度の推進にも活用していきたいという答弁を申し上げましたけれども、個人でどうしても相続等で遠くに住んでいるとか、手を焼いているといった私有林についても、今後、行政が主体的にそういった森林整備に関わっていくという制度がこの制度になりますけれども、こういったものも取り入れまして、森林を所有されている方の意向をそこで聞きながら、村内の私有林も含めた中で、山の整備も進めていくということにも、この譲与税を使えたらいいのですけれども、いかんせん額も決まっておりますし、令和6年から本格的な交付ということで見込まれておりますけれども、交付額もそれほど多い金額がということも聞いておりますので、その使い道については十分これからも考えまして、使っていきたいということでもあります。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 最初の部分でも言いましたが、この税、本来の目的は、森林を整備して、新たに再造林をして、CO₂削減効果をより上げるという部分だと思います。当然、松くい虫被害木の対策も重要な課題だと思いますが、それ以外にもやらなければならない部分が、税の趣旨としてはかなりあると思うのですよね。

そういう意味で、今、お伺いしましたが、所有者が村内にいない山形村の私有林についても、ある意味同意があれば税を使って村で整備をしていきなさいよという趣旨

の税になっていますが、当然意向調査をしていかないと、まず手をつけられないと思うのですが、この辺は早急にやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 個人所有の山のそういった意向調査につきましては、国や県からもそういったことを進めなさいという指導が来ております。

当村においては、まず1か所。何か所か、この辺がというようなところを5、6か所ピックアップをしまして、そのうち、一番取り組みやすい箇所について、今年度進めている最中でありまして。

その箇所については、森林組合ですとか、県の職員にも現場を見ていただいて、これをどう集約、集積していくかですとか、今ある抜去を迎えた木を切り出してどれぐらいの収益が上げられるか。また、その所有されている方が、できるだけ費用が発生しないようにするにはどうしたらいいかということも含めまして検討しているところでありますが、これを皮切りに、村全体に、一気に広げられないとは思いますが、徐々にそちらの計画については進めていきたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 今答弁いただいたように、ほかに比べれば面積は少ない山形村かもしれませんが、そういう意味で、聞いた話によると、松本市では奈川地区等でその意向調査を始めていると聞いていますので、山形村も順次やっていただいて、村内の山林整備を進めていただきたいと思います。

それに併せて、森林整備に携わる従事者、これも育成しなさいよという部分ですが、今、恐らく村では森林組合にお願いしてやっている部分だと思いますが、それ以外に、林業を生業にしている人は恐らくいないのかなと思っていますが、その辺の育成については何かお考えはあるのでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） そういったことができる人材の育成という部分では、非常に弱い部分であります。近隣、山形村のみならず、松本圏域ですとか、もうちょっと広い長野県域の中でも、そうした整備ですとか助言ができるような方ですとか、山形村のこういった山の事情に詳しい方ですとか、そういった方がいらっしゃるものですから、そういった方のご助言ですとか、意見を取り入れながら、今後も進めていければなということを考えておりますが、後任の育成ですとか、人材育成という部分では、非常に弱い部分ではありますので、そこら辺は助けてもらいながら進めていけ

ればなと思っております。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 今、課長言われたように、実際に森林整備に絶えず携わっている方というのはそうはいないという部分で、育成、例えば、都市部の若い人たちが山へ入って森林の生業をしたいと言っても、教える人が村にはいない部分で、誰が育成するのかということになります。そうは言っても、山を整備していくということは、ずっと何年にもわたってやっていかないと、また手を入れないとどんどん山は荒れていきますので、その辺もいろいろ県と相談しながら、考えていただきたいと思えます。

2番目の部分ですが、先ほどもちらっと言いましたが、結局、人口の配分が当然都市部はたくさん人口がいますので、山形村は8,000何がしの人口ですから、その部分で、人口割が全体の30%ぐらいでしたか、その辺が国でもそういう声が上がっているの、来年度以降検討しますという新聞報道がこの間出ていました。2024年度に検討しますという部分で、そうすると、若干なりとも村へ交付される税も多くなると思うのですが、そうは言っても、先ほど課長言われたように大した額にはならないだろうなと私も思います。

そういうところで出てくるのが、都市部と連携した形で、いろいろな部分と、村長答弁にもありましたが、木曾郡は6町村で連携して、広域連合の中で森林経営管理制度の取組を始めていますよね。木曾、歌にもありますが、木曾は山の中でほとんど森林面積が多いですから、それなりに合わせればかなりの額になるのかなと思えますが、先ほどの松くい虫ではないですが、これも山形村だけが被害木対策しても、山はつながっていますし、松くい虫は村の境界線など関係ないですからどこへでも行ってしまいますので、その辺の被害木対策についても、例えば朝日村や松本市との連携等はお考えではないですか。

○議長（百瀬 章君） 村田産業振興課長。

○産業振興課長（村田鋭太君） 今のところ、そういった圏域の中での連携というのは考えておりませんが、この松本広域、議員おっしゃるように山はつながっておりますし、線1本隔てれば全然違う市村になりますので、そういったところでは、重点的にここは対策を打たなければいけないなということは情報共有させてもらったりですとか、あと、朝日村は、松くい虫の関係につきましては、被害対策実施計画というものを作成をして、今、山形村ではできない予防伐倒を、この木がどうも怪しそう

だぞというものを病気が出る前に切るということも、この計画を策定するとできると聞いております。山形村は残念ながらまだこの計画を策定はしていませんので、そういったところ、予防伐倒についても、若干交付金、補助金も見込めるということも聞いておりますので、将来的にはそういった計画の作成をしまして、広域連携とは言わないのですけれども、同じような条件で、同じふうな取組をして、撲滅といえますか、減らしていく取組が必要ではないかなと思っております。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） ぜひ、近隣の実施している部分。特に、今、課長言われたように、交付金の増額もあるという部分は、積極的に村も活用していただきたいと思っております。

計画をつくって、一刻も早く松くい虫被害木を撲滅できる形にしないと、先ほどもありましたが、村の山林がみんなやられてしまいますので、結局山の整備が行き届かない、里山整備まで有害鳥獣等の発生も増えてくる傾向にありますので、ぜひ精力的に環境税等を活用していただいて、早急な対策をお願いしたいと思っております。

これで、1つ目の質問は終わりたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 質問事項1番についてはよろしいですか。

○12番（新居禎三君） はい。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員、次に、質問事項第2「保育園での使用済おむつ持ち帰りについて」を質問してください。

新居禎三議員

○12番（新居禎三君） それでは、2番目の質問です。保育園での使用済紙おむつ持ち帰りについてであります。

新型コロナウイルス感染症の蔓延で、衛生面での不安などにより、全国的に使用済紙おむつの保護者持ち帰り方針を変更して、園での一括処理に切り替えているところが増加しています。その中で、いまだ持ち帰りが多い長野県では、県でも調査を行い、県内保育園でも方針変更の検討を開始したところや、既に一括処理を始めているところも多くなってきています。そこで、お伺いいたします。

1つ目、保護者からの園での一括処理の要望等はありませんか。

2番目、保育室内での衛生面や臭いの問題など、解決はされているでしょうか。

3番目、今後、衛生面や保育士の負担軽減などを考えると、一括処理がよいと思いますが、検討はされているでしょうか。

以上、通告による質問です。ご答弁、よろしく申し上げます。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問であります「保育園での使用済紙おむつ持ち帰りについて」の質問にお答えをいたします。

最初にご質問の「保護者からの園での一括処理の要望等はありませんか」についてありますが、10月に保護者会の代表の方と懇談会がございまして、その折に、おむつの持ち帰りに関する見直しを求める意見がございました。

また、2番目のご質問の「保育室内での衛生面や臭いの問題など解決されていますか」についてであります。衛生面や臭いが発生しないよう、注意して処理してはいますが、新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症の胃腸炎等が流行した場合のおむつの処理についても、密封処理などを行うなどして対応しております。

3番目のご質問の「今後衛生面や保育士の負担軽減など考えると一括処理がよいと思いますが検討はされていますか」ということですが、ある調査によると、公立の保育園の4割がおむつの持ち帰り処理を行っているとの調査結果もあります。おむつの持ち帰りについては、一般的に「健康状態を保護者に把握してもらうため」「保管・回収の手間で問題がある」「処理するための予算がない」などの理由により行われていますが、市町村により対応がまちまちになっている現状であります。

衛生面、保育士の負担軽減の面でも、議員ご指摘のとおり一括処理を行う園が増えてきているようであります。山形保育園では、11月に衛生面、負担軽減等の対応のため、自動で使用済みおむつ圧縮処理ができる機械を無料で試験設置をしております。保育士、保護者の意見を伺いながら、園での処理の必要性を検討してまいりたいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） ご答弁いただきましたが、これは民間の調査なのですが、今年の3月、日本全国の公立保育園でのおむつ持ち帰りを調査したデータがありますが、長野県内は75市町村を調査して、そのうち持ち帰りしている市町村が64です。85%。これを全国で見ますと、ワースト1は89%の滋賀県ですが、長野県は2位です。持ち帰りが多いということです。恐らくこういう話がいろいろ出てきて、県会でもそういう話があったようですが、県としても調査を始めたのかなと私は思いま

すが、非常にそういう意味で、どっちがいいのかという。

先ほど村長の答弁にありましたが、保護者が便を見て、体調がどうなのか確認するためにという、本来はそういうことで持ち帰りになったようですが、もともと今のやまのこはまだそうだと思いますが、紙おむつではなくて、布おむつの時代は当然再利用しますので持ち帰りだと思います。その頃の名残で、保護者が便を確認して体調を確認する部分が残っているのかなと思いますが。実際、何人かの若いお母さんに、誰もそんなのしている人はほとんどいないのではないかと聞いていますが。

そういう意味で、特に山形保育園の場合は保護者の方も車がほとんどだと思うのですが、都市部では電車で送り迎えということで、非常に臭いの問題とかで、あっという間に持ち帰りを特に先ほども言いましたが、コロナウイルス、仮に園児が新型コロナウイルスに感染していれば、ウイルスを持ち運んでいることになるわけですね。それで、一気に進んだようですが。

その辺は、先ほど、今、村長、検討していくと言われていますが、今ちょっとお伺いした、圧縮して真空する処理機、私は実際にどういうものか分かりませんが、詳しくどういうものか説明いただければと思います。

○議長（百瀬 章君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） 今、村長が答弁しました、自動で圧縮する機械というのが、シュレッダーみたいなイメージで、上から使ったおむつを入れていただくと、中にラミネートフィルムがありまして、自動的に入れた分だけ圧縮して、それがずらずらずら出てきて、先ほど議員ご指摘の臭いの部分では全く気にならない状態で、それを今ゼロ歳児のクラスで、1か月間試験で置かせていただいているので、持ち帰りの保護者の反応ですとか、後半は少し1週間、10日程度は自園でその分を処理をしてみて、その部分で保育士の負担軽減がどれほど影響があるかとか、多分保育園で処理していただくことに保護者の方からの異論はないのではないかと、先ほどおっしゃったように、今おむつを開けて見る方はいないのではないかとという印象もありますので、リース方式で費用もかかる部分で、予算的な裏づけが何もないので、足がかりとしてそういうような対応を今、先月から始めているところです。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 今、その機械で仮に試験的にやったおむつもお持ち帰りいただいているわけですか。

○議長（百瀬 章君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） 今、お持ち帰りいただいております。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 近隣で持ち帰りをやめたのは、松本市が今年の9月から、塩尻市は来年1月から始めると聞いています。塩尻の場合は、すごく早いというか、首長が変わったというか、前首長が今年9月の定例会で一般質問があって、その場でやりますと答弁したらしいです。それですぐ臨時補正予算を組んで、1月から実施をするという形になったみたいですが、松本市の場合、聞いているのは、臭いとか密封する、いわゆるごみ箱ではないですけども、おむつ入れの箱をそれぞれの保育園に用意して、業者に一括収集してもらうという。シュレッダー方式なのか、その辺は私、そこまで聞いておりませんが。

仮に、今、山形保育園に入れている機械をリースするにしても、かなりの費用負担はあるわけですか。

○議長（百瀬 章君） 堤子育て支援課長。

○子育て支援課長（堤 岳志君） いろいろ処理量によって変わりますが、今入れさせていただいているのが、大体1週間で100個ぐらいの処理ができるもので、月に1万円弱ということで、体調等によってお子さんが何回おむつを替えるかというところでちょっとやっているのですが、5、6回替えるとして、今、ゼロ歳児が6人ですので、1日30個、1週間で120～130というところで今入れてみますが、仮に年間12万円ぐらいで、ゼロから1、2クラス、全6クラスというと100万円前後の費用負担が発生するかなというところで、それも含めての持ち帰りがいいのか、そこまでの処理はせずに保育園で処理していいのかというところは、検討をこれからしなければいけないと考えております。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） 確かに真空すれば臭いもしないしいい部分だと思いますが、費用負担がということで、調べたところ、中には、今若干問題になっていますが、地方創生臨時交付金を活用して始めた。いわゆるウイルス拡散を防止するという観点だと思いますが、そういう部分も、それで活用して、その財源で処理の、永続的に業者に処理委託料までは出せないと思いますが、初期費用はそういう部分で活用できるのかなと。ただ、今、地方創生臨時交付金の使い道でいろいろ問題になる部分がありますが、でも、ウイルス拡散防止という意味では合致しているかなと私は思います。

新たに持ち帰りをやめたところでも、子どもさんの体調異変等を保育士が分かった

場合には、おむつ持ち帰りは当然やめていますが、使用済みおむつの写真をデジカメで撮って、今のことですが、保護者へ写真データを送ったりすることもできますよという、そういう活用をしているところもありますので、ぜひ、積極的に。

先ほどの春日議員の答弁にもありましたが、ゼロ歳、1歳児というのはこれからも山形保育園では増えていく傾向にありますので、ある意味、保護者の負担を減らして、子育て支援の部分にあたると思いますので、ぜひ早急に検討していただいて、一括処理の方向性を出していただければと思います。所見をお伺いしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 先ほど答弁で申し上げましたけれども、この話を聞いたのは10月でありまして、そのときに1人の役員の方からこの話が出ました。

私もこの問題がどういう意味を持っているかということもよくまだ理解ができていない状態でもありましたので、すぐにどうこうというのは、制度のことです。もう少し時間をいただいてと考えております。

何でもそうですけれども、住民サービスに幾らでもお金をかけられるわけでもないものですから、その分使えばどこかはまた削らなければいけないというのが財政でありますので、その辺については十分検討したいと考えております。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員。

○12番（新居禎三君） お金がかかることですから、村長の言われるのも当然であります。傾向として、先ほど申し上げましたが、松本市と塩尻市は既に確定している分と、特にこの近辺では上伊那郡の辰野町、箕輪町、南箕輪村については、8月、9月から検討を始めて、来年度から実施する方向で検討に入っているということで、近隣も恐らくどんどん増えてくると思いますので、その辺も頭に入れていただいて、早期にできるような方向性に持って行っていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（百瀬 章君） 新居禎三議員、よろしいですか。

以上で、新居禎三議員の質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩。

（午後 3時51分）

○議長（百瀬 章君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 百瀬昇一君

○議長（百瀬章君） 質問順位10番、百瀬昇一議員の質問を行います。

百瀬昇一員、質問事項1「自然災害・地震に備えるために、自助を養うための助成を」について質問してください。

百瀬昇一議員。

(3番 百瀬昇一君 登壇)

○3番（百瀬昇一君） 最後の質問者です。よろしくお願いいたします。議席番号3番、百瀬昇一です。「自然災害・地震に備えるために、自助を養うための助成を」。

私は6月の一般質問において、山形村の半世紀にわたるあゆみより、地域の組織・役員づくり、また、役員の後継者づくりなど、村づくりは地域づくりであることを念頭に置いての質問をさせていただきました。

このときの答弁をも踏まえての、自然災害・地震に備えるために、自助を養うための助成についての質問をさせていただきますのでお願いいたします。

今回の質問は、村づくりは地域づくりであることはもとより、防災・減災においては、村民の自助を養うことが重要だと感じての質問とさせていただきます。

9月1日は「防災の日」、1960年に「防災の日」が制定されました。これは、広報9月の防災だよりナンバー266松本広域消防局山形消防署よりの内容です。

8月30日から9月5日は「防災週間」、あなたは命を守れますか。大切な人の命を守れますか。各報道において取り上げられました。

また、村の館報においては、各地区、各部署での訓練内容が紹介されています。

村においては、9月4日に総合防災訓練が実施されました。コロナ禍ではあるが、いつ・どこで起きるか分からない地震・自然災害、特に地震・異常気象での台風・豪雨などがあります。異常気象による豪雨、地震においては、世界各国・日本全土で頻繁に起こっています。日本列島においては、地球の大きなプレートが幾つも重なっています。防災・減災は、自助・共助・公助のバランスだと思います。そこで、幾つかの質問をいたします。

1、9月4日の総合防災訓練の反省はどのように行いましたか。各地区・各部署での総合防災訓練の反省会の状況が分かりましたらお願いいたします。

2、防災マップが充実してきましたが、どのように活用し、村民に浸透してきましたか。今後は、この防災マップの活用方法だと思いますが、どのように考えていますか。

3、コロナ禍である今、村の防災施設・備品・非常食などはどのようになっていますか。今後は、この防災関係の取組はどのような方向にしていきますか。

4、各家庭の自助を養うため、地震に強い家づくりの助成はどのようになっていますか。この助成の実績はどのようになっていますか。

5、各家庭の自助を養うため、防災グッズに助成をしたらどうですか。家庭で防災会議のできるような指導・助成をしたらどうですか。この取組こそが各家庭の自助です。

6、各家庭の自助を養うため、家具転倒防止金具等設置の助成をしたらどうですか。5に合わせて、近隣の市町村での取組がありますが、山形村でも取り扱ったらどうですか。

7、村づくりは地域づくりの観点から地域防災力アップの助成をどのように行っていますか。今後はどのように行っていくますか。

以上、7点、お願いいたします。

○議長（百瀬 章君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 百瀬昇一議員の質問にお答えをいたします。

「自然災害・地震に備えるために、自助を養うための助成を」についてのご質問であります。

1番目のご質問の「9月4日の総合防災訓練の反省はどのように行いましたか」についてであります。反省会は、区長の会、民生児童委員会で行い、役場庁内は各部署から反省の項目を出していただいております。

各区の区長の会では、安否確認だけでなく他の訓練もしたい。連絡班や区に加入していない方の安否確認方法をどうするかなどの意見が出され、民生児童委員会での反省では、2年ぶりの訓練のためか報告体制がなし崩しになっていたという意見や、要支援者名簿の追加や加除等についての意見が出されております。

また、部内の反省では、情報共有についての意見や職員の参集についての意見、避難所の開設訓練を実施しましたが、季節によつての施設の運営やマンホールトイレの

利用方法などの意見が出されておりました。

2 番目のご質問の「防災マップが充実してきたが、どのように活用し、村民に浸透してきましたか。今後はこの防災マップの活用方法だと思いますが、どのように考えますか」ということではありますが、活用という面では、配布をしている状況であります。浸透という面では、今後の活用にもよりますが、各地区での防災訓練や学習会などを開催し、活用を図っていきたいと考えております。

3 番目のご質問の「コロナ禍である今、村の防災施設・備品・非常食などはどのようになっていますか。今後はこの防災関係の取組はどのような方向にしていけますか」についてではありますが、防災施設については、公共施設や各地区の公民館などとして現在利用している施設を当てているため、避難所としての機能についてはまだ整備の不足が否めない状況であります。また、備蓄品については、平成 27 年 3 月に県から公表されております「第 3 次長野県地震被害想定調査報告書」に基づきそれぞれ整備を進めているところではあります。行政だけでは限界があります。有事の際に備え、各家庭でも最低 3 日間はしのげる非常食や水などを備えていただきたいと考えております。

4 番目のご質問の「各家庭の自助を養うため、地震に強い家づくりの助成はどのようになっていますか。この助成の実績はどのようになっていますか」についてではありますが、村では地震に対する建築物の安全性の向上と災害に強い村づくりの推進を図るため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された在来木造住宅を対象に、無料の耐震診断を行っております。また、この診断の結果、倒壊する可能性があるとして判定された住宅への一定要件を満たす耐震補強工事に対して、1 戸当たり 100 万円を限度とする補助も行っております。

この耐震診断と耐震補強工事補助金の過去 5 年の実績と本年度の予定件数ではありますが、平成 29 年度は耐震診断が 3 件、補強工事の補助金はゼロ件、平成 30 年度が耐震診断が 3 件、補強工事補助金はゼロ件、令和元年度が耐震診断が 2 件、補強工事補助金はゼロ件、令和 2 年度が耐震診断が 2 件、補強工事補助金はゼロ件、令和 3 年度が耐震診断が 1 件、補強工事補助金が 1 件、令和 4 年度が耐震診断が 2 件、補強工事補助金が 1 件という現状であります。

5 番目のご質問の「各家庭の自助を養うため、防災グッズに助成したらどうか」であります。また、「家庭で防災会議のできるような指導・助言をしたらどうか」という点であります。近隣の市村などの状況も参考にしながら検討したいと考えております。

6番目のご質問の「各家庭の自助を養うため、家具転倒防止金具等の設置の助成をしたらどうか」であります。5番目の質問と併せて、近隣市村の取組などの参考例がございましたら、山形村でも参考にしていきたいと思っております。

次に7番目のご質問ですが、「村づくりは地域づくりの観点から地域防災力アップの助成をどのように行っていますか。今後はどのように行っていくですか」についてですが、各自主防災組織に防災資機材等整備に対する補助金の交付をしておりますが、事業費の3分の2以内の金額や、20万円を限度としているため、補助金の使い勝手が悪いというご意見も伺っております。今後はこの補助金を含め、使いやすい助成を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） 再質問をお願いします。

1番の質問ですが、2年ぶりの訓練で、大分戸惑った部分もあったようですが、最近、私も以前経験した中では、大分訓練の具体化、逐次されてきたように思っております。その積み重ねはされてきておりますが、1年、2年空いておりますが、そのノウハウというのは積み重なっていると思っておりますので、しっかりこの反省会というのは、もう一度見た中で、次回の訓練につなげるようなものをつくってほしいと思っております。

毎回訓練をやったり、いろいろな計画を立てても、反省会なり、やった後の反省を次につなげてもらう行動をしてもらうことが一番の肝心だと思います。それと区の訓練なり、本部の訓練なり、それぞれ訓練をやったということで、館報の特集では紹介されておりますが、ぜひこの訓練の内容をもうちょっと把握してもらって、次のものにつなげられるようなものがないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 今年の訓練については、令和元年度以来ということでありまして、最低限の訓練を実施しようということで開催したところであります。

中心となる方については、初めてという方が多くて、区の三役の方もそうですし、連絡長さんも、前はやっていたことではあるのですが、実際自分が中心になってという部分では初めてだったと思うのです。そういった中で、安否確認についても、若干時間がかかったようなところもあったと聞いております。

ですので、来年の9月、どういう状況になっているか分からないのですが、

訓練内容が若干物足りないという意見も出ていますので、どうしても安否確認がベースとなります。各区における訓練というのは、コロナになる前はお任せをして独自の訓練をやっていたというところがありますので、できればそういう形に戻っていけば一番いいのかなと思います。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） ありがとうございます。ぜひ、前向きな取組をお願いいたします。

「館報やまがた」に載っております、各地区の取組なり、学校、保育園での取組、それぞれ紹介が載っております。せっかくこういう特集が載っております。各組織の反省内容等も把握した中で、全体の訓練の内容に結びつけてもらうように、ぜひお願いいたします。これは要望です。

次に2のほうですが、防災マップの関係。防災マップについての活用方法ですが、今、1のほうで総合訓練を申し上げましたが、総合訓練にこの防災マップをぜひ活用してもらいたいと、お願いします。

それと懇談会。本年度は特に環境関係で、ずく出しての環境を中心に村づくり懇談会をやられたようですが、この防災マップの内容についても、ぜひ懇談会等にも紹介して、しっかり村民に浸透できるような方策はできませんか。ぜひ、お願いしたいわけです。そのように望みますが、次回からの総合訓練なり、懇談会で具体的な取組ができるかどうかをお聞きします。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 防災ハザードマップということで、こちらのマップについて2年前になるかと思います。皆さんにお配りしたところであります。かなりボリュームがあるもので、31ページという内容になっています。こちらをお読みいただくと、かなり村の状況というのがお分かりいただけるのかなというのがありますし、先ほど家族で防災会議というお話もあったのですけれども、これを活用していただくと、避難場所とかそういったところをどこにするのかという、書けるようなところもありますので。

村の一番いけないところは、こういうものを配って、そのままというのが一番いけないところであるのです。今後、非常に防災の関係は今クローズアップされているものですから、そういった、今、百瀬議員言われたように、特に次回の防災訓練での活用とか、そういった会議で活用できる場がありましたら、こういったものを使いな

から、内容の浸透を住民の皆さんにしていかなければいけないのかなと思っておりますので、こちらについてもちょっと先の話になってしまいますけれども、有効活用していく形で進めていきたいと思っております。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） 今、防災マップ、大変立派なものが出ております。今後も分かったことは付け加えて、防災マップにしていくと思いますが、ぜひせっかくそれだけ立派なもののできたので、活用していかなければ意味がありませんので、ぜひ活用をしていただきたいと思います。

次に3番目の内容なのですが、避難所関係が今回の訓練はあまりできなかったということで、新聞等の防災特集で、防災・減災対策とか、避難所の関係については特に報道関係で載っておりました。

千曲川の氾濫とか、最近では白馬村の奇跡、大分8年も経ったようですので、このことは大分薄れてきてしまったような気もしますが、白馬の奇跡ということで、私が区をやった時分は、こんなことでぜひ防災訓練を真剣に取り組んでくれないかということでやらさせていただきましたが、その中で避難所については、特に重要なのが、避難所は災害によっては何日もそこで避難をせざるを得ない実態があるかと思っております。おかげさまで山形村は大きな災害はありませんが、もし万が一の場合にはということでお願いしたいわけですが。

避難所は、トイレ、シャワー、衛生面が1つ、キッチン、栄養、いわゆる食べ物、それと、ベッド、睡眠ということで。何でそういうことを言うかといいますと、せっかくトレセンに簡易ベッドなり、いろいろそろえていただきましたが、それを活用していくには、こういうことも踏まえて、それを避難所づくりをしていってほしいということで、こういう質問をさせていただきました。そんなことで、トレセンの避難所づくりについては、今後どのようにしていくか、お伺いいたします。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 避難所の訓練につきましても、9月に実施したところであります。

先月、総務課の職員だけで、ミラ・フード館を使いまして、実際に停電になってからどうやって避難所を開設するのかという訓練を独自でやりました。

真っ暗な中から始まって、発電機を使って電気を取って、それでパーテーションづくりとか、簡易ベッドづくりとか、一通りやってみました。最終的には、先ほどのA

4の部分でありますけれども、非常食を実際に作って食べたというところまでやってみました。ただ、衛生の部分の、トイレについてはさすがにできなかったというところであつたのですけれども、1回そういうことをやっています。

備蓄品の関係については、先ほどの村長答弁にございましたとおり、県の調査書に基づいて、3日分の確保、2,205食、今そういった形で整えているようにしております。今現在村にあるのが1,700食ほどございまして、今年度中に残りの部分については購入をすると、食の部分については購入をするという予定にしておりますし、ほかのそういったベッド、テントの関係も、必要数これから整えていくということで、4年度予算で約170万円ほど計上しております、徐々にそろえていくという状況でございます。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） なかなか避難所も一度にというわけにはいきません。トレセンの簡易ベッドを皮切りに、ぜひ訓練を重ねたり、いろいろな知識を含めた中で、今後1つずつ充実をしていっていただきたいと思います。

次に、4番目ですが、特に今回自助を養うためという質問ですので、ここでは地震に強い家づくりということで、大分いろいろ制度はつくった、事業はつくったはいいけれども、利用が少ない感じですね。これについては、今ある事業でありますので、要望がありましたら対応をしていただきたいと思います。

これ分かりましたらですが、村内の家の実態ですが、先ほど建物、昭和56年5月31日以前ということで、対象の住宅等、内容が分かりましたらお願いします。

○議長（百瀬 章君） 宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） この耐震診断改修の関係で、もし過去にそういった調査等ありまして、数字がもしありましたら、今、手元がないものですから、また調べてお知らせしたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） 分かりました。いいです。

あと、特にこの中で聞いておきたいのが、各家庭の自助を養うための防災グッズとか家具転倒防止関係、これについては、長野県下の市町村では取り組んでいるところが何件かありましたので、お伺いしました。

特に近隣の松本市では家具転倒防止事業ということで、対象者については75歳以上の高齢者とか身体障害者手帳をお持ちの方とか、ほかにもありますが、要介護者、

要支援者のお宅ということで、金額も年間の予算の限られた中でのそういう福祉事業も含めての事業をやっているということです。それと、防災グッズの関係については、安曇野市で防災用品購入助成金ということでやっているようです。長野市は建物の診断関係。転倒防止関係については、県外では特に地震の心配になる海辺の市町村なり県は大分積極的にやられているようですが、山形では松本市でやられているような家具転倒防止事業については検討していただけますか、お願いいたします。所見がありましたらお願いします。

○議長（百瀬 章君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） ただいまのご質問でありますけれども、今現在、当然こういった事業はないというところで、周辺の市村では行っているということで、先日百瀬議員さんからも資料をいただいたりして拝見させていただいているのですけれども、なかなかその助成制度というものについて、今年も全庁で補助金、交付金が果たしてこれから必要なものであるのかどうかという検証作業をやったのですね。

こういった補助金というものは、一遍、助成制度を始めるとなかなかやめられないということ。本来ですと村長任期に合わせてそれをやっていけばいいのですけれども、なかなか今村にある補助金の制度というのはそうっていないのが大半だということなものですから、こういった助成制度については、なかなか予算が際限なくあるという状況ではないものですから、慎重な検討をさせていただきたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） 前の質問者のときも村の財政の答弁があったようですが、私が言っているのは、各家庭の自助を養うための施策としての内容です。予算についてはそんなに大きい予算を盛ってくれという内容ではないのです。ぜひ、検討をしていただきたいと、お願いいたします。これについては、総務課長さんに資料をやってありますので、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

最後になりますが、各地区の自主防災会の取組は各区で取り組んでおりますが、いろいろな組織の役の廃止や見直しが行われています。役のなり手や後継者不足、新しい役づくりが困難と思われています。自主防災会の今後の新しい取組がありましたら、職名委嘱などによる組織の役員メンバーとの重複がないよう、ご配慮をお願いいたします。

付け加えますが、民主主義の観点では、人任せではなく、多くの方が分担して役に関わることが重要だと思いますが、こういう内容については、特に今回の第6次の総

合計画の答申にも、人任せではなく、村づくりは村民一人ひとりがつくっていくものだということで答申がされたようですが、村長もそういうことは思っていると思いますが、お願いしたいところですが。もう1つ付け加えますが、民主主義は一定のルールがあつての自助で、平等の社会づくりだと思います。これからの役づくりはどういう方向にしていきますかということで、前回の質問との関連で、これについては村長に所見がありましたらご答弁をお願いします。

○議長（百瀬 章君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 百瀬議員のご質問の中の、大きなテーマになっております村づくりは地域づくりという観点からということのご質問をいただいております。

コミュニティの見直しという中で、今年も区長さん方と5回ほど協議もしてきているわけですがけれども、6人の区長さん、それぞれ地域の事情といたしますか、環境も違いますので、いろいろな考え方がございます。

今日テーマになっております自主防災会につきましても、まさしくこの名前のおり自主と言っているわけなのでありますが、これは本当に自主なのですかというような、そういった疑問を感じている方もいる。そういった中でありますので、今まで村で当然のようにやってきている職名委嘱についても、何々の職を受ければ自動的にこれがついてくると、グリコのおまけではないとって非常に怒られたこともあるのですが、まさに今そういった、今まで当たり前でできていたことができないというのが実情であります。

先ほど申し上げましたけれども、これからの村づくりというのは違うまた価値観を多様なこういった時代ですので、新しい村づくりの仕組みをつくる必要があるということを感じているのが今の実感でございます。

百瀬議員のおっしゃっております自助・共助の自助の部分の部分が大事だということも十分認識しておりますが、それぞれの今、区の皆さん、区の役員の皆様、大変苦勞しているという実情もございますので、これが正解だという、1つの答えが用意できないのが実情であるということもご理解をいただきたいと思っております。

いずれにしましても、区の区長さん方と、地域の事情をそれぞれ伺いながら、村では何をしなければいけないかというところはこれから見極めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） ありがとうございます。今ご答弁いただきましたが、新しい地域づくり、期待しております。

今、コロナ禍も3年間続いております。沈んでいる社会、沈んでいる経済、沈んでいるコミュニティ、来年こそは本当に復帰して、前向きな取組を本当に期待しております。

今回、防災・減災ですので、防災・減災は自らの命と安全、家族が無事であれば周囲の人と助け合うことができます。ぜひ、この後押しを公助の積極的な取組を期待して、今回の質問といたします。

以上で終わりにします。ありがとうございました。

○議長（百瀬 章君） 百瀬昇一議員、よろしいですか。

以上で、百瀬昇一議員の質問は終了しました。

◎散会宣告

○議長（百瀬 章君） 以上をもちまして、一般質問の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて閉議し、散会といたします。

（午後 4時30分）